

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式によって行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問、そして答弁に留意され、実質的な審議を尽くされま
すようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、
または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせいたしますので
よろしくをお願いいたします。

それでは、順番に発言を許可いたします。

8番、目黒道人君の一般質問を許可いたします。

8番、目黒道人君。

〔8番 目黒道人君 登壇〕

○8番（目黒道人君） それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

その前に、町長、就任おめでとうございます。こうして一緒に仕事ができること楽しみに
してまいりました。これからもよろしくお願いします。

それでは質問に移ります。

質問、一つ、只見沿線ナイトウォークを再開してはどうか。只見沿線ナイトウォークは、
中越地震発生以降、実施されておられません。只見線の復旧・復興をPRするためにもナイト
ウォークを再開してはいかがでしょうか。

それから二つ目。JR只見線復旧後の二次交通のあり方について。先日の只見沿線住民説
明会ではJRから上下分離方式案とバス代替案が提案されました。上下分離方式で鉄道の復

旧を求めていくのは勿論なんですが、観光振興には二次交通の充実も不可欠だと考えます。

町長の考えを伺いたい。よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） それでは、8番、目黒道人議員のご質問にお答えいたします。

1番目の只見沿線ナイトウォークの再開についてでございますが、只見沿線ナイトウォークは健康と体力増進を目的に、本町と只見線沿線の新潟県7町村の共催で昭和57年度から平成16年度までの23回実施されました。しかし、平成16年10月の中越地震、その後の町村合併、さらには実施上の様々な課題等でイベントの見直しとなった経緯があります。まずは今までの経過を踏まえるとともに、道路通行上の問題など、実施する際の様々な課題が懸念されますので、このイベントが只見線の復旧にどれだけ資することができるのかも含めて検討してまいりたいと思います。

第2番目の質問、JR只見線復旧後の二次交通のあり方についてでございますが、観光面における二次交通対策につきましては、只見駅を発着とした割安タクシーで、自然首都・只見の観光地を巡るタクシープラン6コースを観光まちづくり協会が主となり運行しております。また、来春に迫った東武鉄道新型特急リバティ会津が東京浅草から会津田島駅への直通運行が開始されることから、会津田島・只見ツアーバスの連絡等利便性を高めた運行による直通送客やJR只見線利用につながるツアーバス運行により、鉄道ファンをはじめ観光誘客の拡大を図ってまいりたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） それでは再質問いたします。

今日はどちらも只見線の話題ということで質問いたします。

一つ目に挙げたのは只見線のPRに関するものと、それから二つ目は只見駅からの町内各地への二次交通ということで質問してます。只見沿線ナイトウォークは、今、町長からも説明ありましたように23回も実施されておまして、私も中学生・高校生、それから大学へ行っても、ちょっと参加しまして、同級生みんなで、夏休みの終わりぐらいだったと思うんですが、みんなで参加するととても楽しみなイベントでした。で、一晩中まず歩くということがそんなになかなか経験できないことと、それからゴールでトン汁をですね、おいしいのふ

るまっていたいで、それが本当、楽しみで参加していました。調べましたら、過去の中では一番多いときで参加者が4,000名もいらっしまったということです。只見駅がスタートですから、各地から只見駅へ向けてお客様が乗ってこられるということで車両も4両編成に増設して運行されていたということがあるということです。なによりですね、このイベントタイトルに只見沿線ナイトウォークということで付いていますので、これがですね、やはり只見線のPRになるんじゃないのかなと思いました。

先日ですけれども、魚沼市議会の行政視察がありまして、魚沼市議会から皆様いらっしまし、えごまの視察で来られたんですが、その中で只見線のこれからの復興について、どうしていこうかという話にもなりまして、その時に、一緒に取り組んでいこうという話にはなったんですけれども、その中で出たのがこのナイトウォーク、もう一回やれませんかという話をちょっと出してみました。先ほど町長の答弁にもありましたように、いろいろ実施上、なかなか難しいところもあるのかなという印象を受けたんですけれども、この只見線の存続というのは魚沼市にとっても、また只見町にとっても、共通の課題でありますので、この二つの地域で一緒に何かイベントをするということでいうと、このナイトウォーク、復活するというの、僕はちょっと、魅力を感じているところです。先ほど答弁にありましたが、いろんな課題が懸念されるということですが、ちょっとお聞きします。これまで、平成16年以降、17年からの開催がないわけですが、それ以降の中で只見町から魚沼市に対して、再開を打診してみたことというのはあったんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） こちらから再開について、相手方のほうに申し上げたという状況はなかったように認識しております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） そうですね。打診、おそらくなかったのかなとは思いますが、やはりこの二つの地域にとってのこのイベント、またがってですね、これはあの、やはり可能性があると思いますし、またこれが再開したという、これによって、かつて参加された方、また是非、参加してみたいなと思われる方もいらっしやるかと僕は思っております。ですからこれをですね、是非、この機会に、今後ですね、只見線復旧に向けて、先日のJRの話ですと、3年ぐらい、復旧にはかかるということですが、3年と待たずにですね、是非、ナイトウォークの再開を、ちょっとご検討していただきたいなと思っております。

それから二つ目の二次交通のあり方についてですが、今、只見町にはですね、10年ほど前、会津バスが撤退することによりまして、今、路線バスが無い状況です。それに代わるものとしてゆきんこタクシーなどがありますが、ゆきんこタクシーは高齢者の方の足として活用されており、一般町民や、それから観光客が利用できる二次交通としては今はタクシーのみになっています。只見線復旧については、勿論、鉄道復旧、上下分離方式という、この間、提案がなされましたけれども、鉄道の復旧を、これはなんとしても要望したいところです。ですが、鉄道に乗って只見駅まで来たとしても、そこから先の、例えば湯ら里であるとか、観光施設、そういったところを結ぶ二次交通が今のところタクシーしかないというような状況です。勿論、タクシーがあれば移動はできるわけですが、観光客にとって、このタクシーしか選択肢がないという状況は、ちょっとあの、旅行プラン計画するうえで、ちょっと魅力に欠けるのかなと感じております。この、町長はですね、水害以降、タクシーのですね、乗務経験もおありということですので、ちょっとお伺いしたいのですが、タクシーを利用されるお客様の声などありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） それではお答えをさせていただきます。

私あの、タクシーのほうは水害の前の年から営業しておりまして、ちょうど中越地震の後、2年経ちまして、只見線が復旧してから利用客が相当上がってきた時期で、非常に喜んでいた時に、また新たな水害で、今度は川口から只見間がストップするという、その後2年ほどやっておりまして、一年程度は代行の迂回のお客さんの送りだけで、観光という方はほとんどゼロに近かったということもありますので、やはりあの、災害が起きてから、2・3年はほとんど、観光客というの、戻ってきてないといえますか、そういったところであの、只見線も最近、あちこちで報道されまして、昼のは、2両、約満杯のような時もあるようです。そういった時につきましては、非常にどこか出かけるということについては、お客さんとしては只見駅で若干待つていただくとか、という課題がないわけではないものですから、それで列車に繋がればということで。あとは只見で降りた方をどのようにして観光、只見で過ごしていただけるかということだと思えます。それで、そういった中でよくありましたのは、ダムやなんか、それから河井継之助記念館を見て塩沢で昔は乗っていただくということもやっておりました。そして、そういった中であの、通常、タクシーというのは非常に高いというイメージが皆さんお持ちで、只見の場合は観光協会が支援したものについては、非常に格

安といたしますか、1,500円とか2,000円ということで、そういった形で乗車できましたので非常に喜ばれたということは記憶が、経験はしております。そういった中であの、やはり、我々も勉強しないと案内ができないという、ダムのことひとつとっても、地域のひとつ、山をとってもそうです。そういったことの必要性は非常に感じてはいましたので、そういったところも踏まえながら、この後については、二次交通の絡み、県のほうも、ちょっと新聞等では出ておりましたので、一緒になりながら、それとあとは田島をどういうふうに繋ぐかということも含めて、これはあの、陸運局の許可の関係も出てくると思いますので、新たなものにする場合。その辺のことも踏まえながら考えていきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） タクシーの利用のお客様の声、なるほどなと思いました。たしかにタクシーは観光協会のタクシープラン、割安なものがありますし、それから、やはりガイドが付いているというのは観光の面ではすごくサービスの魅力ある内容だなと思います。ただですね、それであるならば、タクシーでなくても、バスでも、バスのほうが良いというお客様もいらっしゃるでしょうし、またはバス路線があることで町民も町民の足としてですね、バスの活用もされるのではないかなと考えます。

先日の金山町でJR東日本、福島県の住民説明会というのがありまして、ちょっとあの、参加してまいりました。その中ではJR東日本からの、上下分離方式の案と、それからバス案だったんですけども、バスの代替案というのはですね、これがなかなかあの、我々、路線バスがない住民にとっては、喉から手が出るほど欲しい、すごくきめ細やかなバスの路線案が出されていたわけです。これまでの只見駅から川口駅という路線を延伸してですね、小林地区までバス路線を延ばすと。それによって、その区間にある商店であるとか、それから振興センターであるとか、そういったところも立ち寄る。しかも、今、一日三便のところを六便にまで増便を考えているという提案でした。これはですね、すごくあの、魅力あるバスの、路線バスの案だなと思います。観光客のことは勿論ですが、やはり我々町民、特に高齢の方、もしくは車の免許のない方。そういった方にとっては、今、この只見町はとにかく交通アクセスが不便なところですので、こういったバスというのは何等かあってほしいな思っております。上下分離方式で復旧を望むところですけども、ただ、実際に、只見駅まで降り立って、そこから先のアクセスがタクシーだけだということで、はたしてそれで交流人口がですね、増えていくのだろうかというところはちょっと疑問だと思うんですが、バス路

線なしで交流人口は増やしていけるものでしょうか。伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 過去に会津バスが只見から山口までですか、通ってありました時に、今の会津バスを廃止してスクールバスとゆきんこタクシーということで切替、制度改正をした時ですね、それは何故かという、バスは幹線のみしか歩きません。それで、ゆきんこタクシーは福祉バスというひとつの発想がありまして、自宅から目的地までという、それを福祉的な考え方から路線バス、会津バスに負担をしていたお金をそちらにまわすということで、会津バスは山口までは撤退しました。そうでないと、会津バスに対して相当の嵩上げを当時しておりましたので、補助金を出しておりました。ただそれが、非常に、国道しか歩かないということで利便性の問題がありました。それからあと、塩沢地区、宮淵地区がどんどん廃止されていって、利用者がいないから廃止されるという、そこで苦肉の策として只見町が選んできたのがゆきんこタクシーで、そういった形であの、朝日等を二つに分けて、タクシー運行で地域まわりをして、時間を設定をしながら、今、運行してきているわけです。ただその中で課題として残ったのが、言われます観光客の輸送については、まだ解決には至っていないというふうな考え方です。それで、あと川口から田島まで、山口からですか、田島までもっていくには、会津バスの権利がまだあそこにありますので、じゃあ、はいって言うわけにはいかないんですよ。それで、陸運局とか、こちらの交通協会とかって言う、何か組織の中で議論をして、会津バスの同意も得ながら入れていかないと、許可が出ないということが一つあります。それと、あとは、じゃあそれを受ける業者がいるかという辺りも含めてこの後考えていかなきゃならないと思うんで、とりあえず優先的には住民の方を中心にしながら、そこに観光客がどのようにして輸送できるかというのは、考えながらやっていかないと、ちょっとあの、非常に手続き的には難しいかなという、今、町内では、従来、スクールバスを運行されている方が、そこまで料金をとって運行できるかどうか。その許可の問題もちょっと検討していかないとなりません。それと、あとは、その受入側がどの程度まで受け入れてもらえるか。その辺も含めてこの後考えていく必要があると思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） そうですね。やはりバスはちょっと、いろいろ難しいところも、これまで課題がすごくあったということで、やはり路線バスはなくなってしまったわけですから、そういった経緯はあの、勿論あの、理解しております。ただやはり、お客様の観光プランと

して考えた時に、どうしてもこの選択肢のない地域、それにどれだけ魅力を感じていただけるのかという部分は、やはりお客様の足になる。それから地域の皆さんの足にもなるという部分は、これは引き続き検討をして、何か良い形をみていただきたいなと思っています。只見線の復旧はですね、すごくあの、この間の説明会でも、沿線町村としては、沿線自治体としては、やはり鉄道の復旧を望むということと、それから県もその方向でという話もちょっと聞こえてまいります、ですから、それはすごく楽しみにしています。ただ、あの、安心はできないなというのが正直なところです。復旧して、今、この復旧してないこの状況で、特に今、18切符の乗れる期間なんですけれども、結構、只見線乗ってこられるお客さんが結構あるんですね。ちょっと雪崩で運休とか、大雪で運休とかがあるというのは、ちょっとこの冬場、残念なところではあるんですけども、今、全国から只見線に対して、応援の声や、それから寄附であったり、そういった目に見える形ですごく寄せられている状態なんですね。それはもう、我々にとってはすごくありがたいし、嬉しいことで、すごく心強いです。ただ、一方で心配なのは、これが上下分離方式であれ、復旧したとして、じゃあ、只見線はまたいつでも乗りに行ける路線になったと、皆さん安心されて、勿論、安心はしてほしいんですが、安心されて、じゃあもう、只見線は応援しなくてもいい。もっと応援しなきゃいけない赤字ローカル線は全国ほかにもある。北海道とか。そういうふうに鉄道ファンの方を中心に、皆さんが只見線離れになってしまうとすれば、これは僕は残念なことだと思っています。そうならないためにも、今、この逆境にあるという状況、ここでいかにPRをしていくのか。それから、その中でも頑張っている地域は、これでも頑張っているという姿をいかに見せていくのかというのが、今後、上下分離方式で再開通した後の只見線のあり方としてとても重要なところになってくるんじゃないかなと思います。いわば、敗者復活の只見線という形になりますので、全国からの注目もものすごく集める形になると思います。それに対してPRが従来通りであったりとか、それから二次交通もこれまでと変わらずタクシーで運行する。選択肢がない状況。これではなかなか、ちょっと魅力に欠けて、お客様も離れていってしまうのではないかとこのところを懸念しております。JRのバス路線案。これはとても魅力的な内容でしたが、おそらく、バス案をとれば鉄道はないわけで、それで、でもバスを運行したからといって、このバスだけでやっていけるようにはちょっと思えないんですね。いずれバスだって、利用者が減れば撤退をすると、これ意外に簡単になっちゃうんじゃないかなと思うんです。ですからこの只見線と、鉄道とバスの両方のコンビネーションがあることが、

この地域には重要かなと思います。それですから、バスをJRにお願いするということがひとつつかもかもしれませんが、例えば町で町営のバスを運行される可能性などについてはいかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） まずあの、ひとつ、上下分離方式による将来的な負担の関係につきましては、今あの、皆さんにも国会のほうに陳情に行っていたりしていただく。国のほうの法改正でとりあえず、暫定、当初は復旧に向けた形の国の支援。その次には、こういった営業的なものについても支援を検討されている様子があるようですので、それは重ねてお願いをしながらやっていきたいというふうに思っています。ですから、できるだけ財政負担にならないように国会議員の方も考えていらっしゃるようなので、それについては是非お願いをしながらやっていきたいということで、それで、例えば県のほうでは、とりあえずあの、只見町の場合は約2,000万の負担で、今のところ、国には特交対象にということをお願いをしているということはお聞きしております。そういった形でいくらかでも町村の負担を減らしていきたいと。今回はほとんど県がもっていただいているものですから、福島県の多くの県民の方の理解があるというふうに思っています。それで、そういった中であの、私の考え方といたしましては、会津を結ぶ最後の道だと思っているんですよ。そこをバスで途切れてしまつては、鉄道、会津との繋がりが薄れていくというふうに私思ってます。ですからあの、SLを只見にもってきたりして、一緒にそういった二次交通も含めながら、共同で会津、只見線沿線の町村が一体となってやらなければ、観光客といいますか、そういったものには結びつかないんじゃないかと。そうでないと、どうせSLは金山までだと。じゃあ、こっちさはSLの負担はよこさない、よこすとかっていう議論が、これあの、只見から小出については、これは線路の問題がありますのでSLは無理ですから、ただそれ以外の、列車を繋ぐというのが非常にあの、大切だというふうに思ってますので、ただそういった中であの、二次交通については、今、金山町さんでは町営バスを運行していらっしゃいます。そういったところもあの、ちょっと考えながら、うちのほうの、ゆきんこのやり方のほうが私は良いんじゃないかと思うんです。ただ、観光客に対するバスのあり方がどういうものができるか。その辺についてはあの、たぶん、只見から金山さんのほうへ行くルートと、それから田島のほうに行くルートを考えていく必要があると思うんですが、そこはあの、丁寧にこう、調査しながら、金山さんのほうとは協議をしなければならぬと思いますし、田島のほうにもって

くには許可の関係がありますから、そういったところを踏まえながら町営バスってというのは、国道だけを繋いでいいのかどうか。それが観光客、観光施設等もっていくについては、今ひとつは只見駅にきた方を宿泊施設のところについては施設のバスで迎えに来れます。ただ、途中まわれるかどうか。これは許可の問題はあるんですが、只見の場合は割合、旅館・民宿さんのほうでもそういったバスを利用しながら、お迎えなり、送りはしていただいていますので、非常にあの、まだ恵まれてはいるのかなと思います。また不足のところもあると思いますので、その辺も考えながら取り組んでいきたいというふうに思います。それで、案がまとまる段階で担当委員会等と協議しながら、どういうのが良いかというのは考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ちょっとそのバス、バスというか二次交通の件、期待したいなと思います。この只見線はもうあの、全国の皆さんから応援されていると先ほど申したとおりですが、この状況はですね、町民にとって、ひとつのきっかけになるんじゃないかなと期待しています。チャンスですね。只見線が活性化することで地域も活性化して、交流人口も増えれば地域のいろんなサービスが活性化してくると思いますし、是非そこに意欲を持って、夢を持ってですね、町民の皆さんにも取り組んでいただきたいなど、取り組むチャンスにこれはなるんじゃないかなと考えます。ですからそこを町としても活性化を促すような流れにもっていただけて、なによりですね、この町民の自信、これに繋げていただききたいなと思います。ユネスコエコパークも勿論ですし、この只見線もそうです。やはり住民が、自らが、その価値に気が付いて、その価値を磨いて高める。こういったことをですね、これから期待したいなと思っていますが、その町民の自信をですね、取り戻すという部分について、ちょっとざっくりした話になりますけれども、何かちょっと施策を期待したいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 住民の利用については、私もあの、町の補助金をもらいながら、愛好会という団体の事務をしながら、今年は約300人ほど送ってはいるんですが、そういった工夫の中で参加した人は非常にあの、喜んで参加していただけるので続くんだと思うんです。それはあの、普段と違う、同じ日帰りでも楽しさがそこに、皆さんお持ちですので、一切拘束をしない自由な形で、ただ集団で一定の時間を過ごしてくる。それだけでも楽しんで参加

していただくっていうこの辺の、企画する難しさっていうのはものすごくあります。それで、ただあの、そういったことは、徐々にやっていかなきゃならないと思うんですが、とりあえず住民の方に乗っていただく。これが第一だと私は考えています。そうすると列車の良さというものはわかっていただけだと思いますので、そういった中から只見の良さを知っていただくといえますか、ほかを知って只見の良さを知るといっても、ほかの良いところも当然、吸収はありますから、ただ、それを只見で活かせないかというようなひとつの交流にも、心の交流といえますか、そういった形に繋がって最終的に地域の人々の自信に繋がっていけばというふうに思うんです。ということはあの、よく、隣りの入広瀬の寿和温泉、150人くらい、延べで送ってますが、そうするとあそこでは、そこはあの、指定管理の小さな、ギリギリの運営をしているところですが、従業員の方が、行くと非常に丁寧に扱っていただいたり、そこでいろんな会話があります。昔は入広瀬もばか良かったが、今、合併したらこんなになってしまったとか、ところが、こういうところもあると、良いところもあるとかっていう、そこにあの、対話があって、そこに行った人達は向こうも知り、只見の情報も伝えながら連携をしていくという、それで、あと只見に来ていただいたりもしてもいますので、そういった形でひとつひとつ触れ合いの中から只見に住んで良かったという自信に繋がっていくような形で交流ができればというふうには思ってますが、それについては、どういうふうにしていったらいいかというのは職員の皆さんでよく相談しながら、行政の立場としてどういうふうにしていったらいいか考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 私もあの、先日の只見線愛好会の忘年会に混ぜていただきまして、なかなか日頃の活動には、僕もメンバーなんですけど、日頃の活動にはちょっと参加できないことが多くてですね、忘年会だけ今年に参加させていただいたんですけども、皆さん、すごくあの、いきいきとしていらっしゃって、それから楽しんでいらっしゃるというのは、すごく、僕は良かったなと思ったところです。忘年会だったからということもあるんでしょうけども、毎回あの、皆さん、只見線に乗ってあちこち行かれるのがすごく楽しみにされているなという印象でした。

それで、先ほどの、ごめんなさい、ちょっと、ナイトウォークのくだりで一つだけ、ちょっと申し忘れたんですけども、このところ只見町はですね、今まさに八十里越開通に向けて

いろんな交流、一生懸命やってまして、三条市とですね、すごくいろいろ、交流、これからもっともっと深まっていくところだと思うんですが、一方で魚沼市の皆さんも、これはもう、六十里越から、只見線から、昔からお付き合いがあるわけなんですね。なんかこう、もしかしたらちょっと、あんまり、最近、三条市ばかり向いているというふうに思われていると、ちょっとかわいそうだななんてちょっと思いまして、是非あの、魚沼市、それから三条市、両方ともですね、是非交流、これからも深めていただきたいなと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今度、魚沼市の市長さん、代わられましたので、いずれ表敬訪問しながら、それで、あと、魚沼のほうの方で、だんだんどうもとか、こちら、3番議員も関係されている団体もいくつかあります。そういった方とは交流も今まで、行政じゃない側で接触をしてきましたので、今度は行政側としてそういった方達とも交流の機会があれば出席したいと思いますし、あと魚沼市のほうと、新たな市長さんとのほうとの話し合いの中で、また今まで続けているもの、また新たなものがどういうふうにできるか、というようなことを考えながらやっていきたいと思っています。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、8番、目黒道人君の一般質問は終了いたしました。

続いて、11番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

11番、山岸国夫君。

〔11番 山岸国夫君 登壇〕

○議長（齋藤邦夫君） 町長就任おめでとうございます。

質問通告に基づきまして、一般質問をいたします。

2点ありますが、1点目は、放課後児童クラブ実施の進捗状況についてであります。これは、学童保育については、6年ほど前から先輩議員も提案してきた課題でもあります。今回の質問の要旨は、平成27年3月に町として策定した、只見町子ども・子育て支援事業計画。その中の第2章、子ども・子育て支援事業の実施（11）放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業の項に、今後の方向性として、全ての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるように、放課後こども教室との一体型の実施に向けて取り組みます。

施設整備及び人員体制の確保を図り、早期の実施を目指しますと記載されております。平成27年度から平成31年までの5年間の計画期間を設定しておりますが、一日も早い実施を求めたく、この計画の現在の進捗状況について伺います。

2点目は、朝日診療所の看護師体制の充実についてであります。朝日診療所は町民の命を守るかけがえのない施設でございます。看護師不足から胃カメラ検査が実施できなかった状況も過去にありました。看護師の安定した充足は待ったなしの課題でもあります。定員確保と今後の安定した看護師体制確立についての対応を伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 11番、山岸国夫議員のご質問にお答えをいたします。

1番の放課後児童クラブ実施の進捗状況についてでございます。放課後児童対策につきましては、ご質問にありますとおり、すべての児童が放課後を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるように、放課後こども教室との一体型の実施に向けて取り組みを進めております。二つの事業につきまして改めて確認をさせていただきますと、放課後児童クラブは厚生労働省が所管しております。共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童を対象としており、遊びの場と生活の場の確保を目的として、年間250日以上の実施が求められているものであります。また、放課後こども教室は文部科学省が所管しており、すべての子どもを対象として、学習や体験・スポーツ活動などの提供を目的として実施するものであり、実施日数に制限はありません。その他、それぞれの利用施設の設置基準に相違があるため、両基準を満たす施設の整備及び確保や受け入れスタッフの確保と資格要件整備、関係条例の整備など課題は山積しております。なお、両事業の一体的実施については国の放課後子ども総合プランに基づき実施するものであり、具備すべき要件がそれぞれに異なります。一体的な実施とは二つの事業を並立させた上で連携を図るものであり、事業の一体化とは異なるものであります。そのため事業開始に向けた手順が複雑化しており、一定の準備期間を要するものと捉えております。したがって、目標としております平成31年度の一体的な本格実施に向けて、ひとつひとつ課題を解消し、放課後を安全・安心に過ごしていただける環境づくりに向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

質問2番、朝日診療所の看護師体制の充実についてでございます。朝日診療所の看護師は、現在10名体制で看護業務にあたっておりますが、現在は看護師1名が育児休業中でありま

す。そのような中、入院患者対応、外来診療対応、訪問看護を行っており、入院・外来・訪問看護をローテーションで担当するには看護師の数が不足している状況であるため、看護師4名、看護助手4名を臨時職員として雇用し、更に平成27年度からは会津中央病院救命救急センターと出向協定を締結をして、常に2名の看護師が朝日診療所で勤務する体制をとっております。将来的な看護師体制の見通しであります。平成30年度末で1名が定年退職、平成31年度末、平成32年度末でそれぞれ1名の定年退職が予定されております。3年連続で計3名の退職が見込まれますので、退職者の補充を含めた中で体制の検討を図ってまいります。なお、職員の採用にあたっては全庁的な職員定数との兼ね合いにも十分配慮していく必要がありますので、総合的な見地から将来を見据え、安定的な業務継続を可能とする計画的な看護師体制の確保を図ってまいり所存であります。看護師不足は全国的なものであり、都市部との競争の側面もあることから困難も予想されますが、朝日診療所が地域医療の要であることを十分に認識をし、今後も看護師の確保に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） まず最初に、放課後児童クラブ実施の進捗状況について再質問を行っていきたく思います。この答弁の中身にもありますように、厚生労働省と、それから文部科学省。この二つの関連があるわけですが、この中でですね、児童福祉法の34条8の2によりますと、条例で基準を定めるものとなっておりますけれども、この条例に盛り込む内容の一つとして、文部科学省の放課後こども教室と区別するとあると。これはあの、これからのプランというよりも、これまで学童保育。これをいわゆる区別するというふうな文言もあるんですが、そうしますと、この文書、答弁の中身にもありましたけれども、厚労省所管、それから文部省所管と、この二つの中での検討せざるを得ないのかということもあるんですが、私は学童保育なら学童保育と、このプランの基本方向ですね、町としての基本方向、これが放課後こども教室として、いわゆるこれまでの文部科学省が行っているような所管の中身で進めるのか。二つ、国のほうは制度ありますけれども、これをそれぞれ一定の、一体的実施とは二つの事業を成立したうえで連携を図るものだと。事業の一体化とは異なるものですというふうな先ほど回答あったんですが、この辺との関係で、これまでのいわゆる学童保育的なものなのか。それともその、放課後こども教室的なプランを作るのか。このどちらを目指して取り組みを進めるのかという、その基本方向ですね、その辺をまず伺いたい

と思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 放課後児童対策の関係でありますけども、ご質問にもありますように、只見町の子ども・子育て支援事業計画。そちらのほうに書いてありますとおりとなるんですけども、両方立ち上げたうえで、それを一体的な運用をしていくと、そういうことで検討を進めております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

○11番（山岸国夫君） 今の答弁でいきますと、両方立ち上げてという中身なんですが、これは両方立ち上げてということは、両方それぞれ一緒に同時並行して実施していくというふうに受け止めてよろしいでしょうか。そして、実施していく中で一体的に取り組めると。その辺の関係はどんなふうな中身になりますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 手順でありますけども、今年度につきましては教育委員会と打ち合わせ・協議を重ねてまいりましたけれども、次年度以降、両方立ち上げたいということで予定しておりますけども、同時期にというのはなかなか難しいと。二つの制度があって、それを、先に今行っております放課後こども教室。こちらのほうの拡充をまずしていったうえで、その間にもう一方の放課後児童クラブのほうの、こちらのほう、施設基準といったものがありまして、どこでもいいよというわけではありませんので、そういったハード整備部分の検討を進めていったうえで、その放課後こども教室として運営していったものとハード整備が終わった段階で放課後児童クラブを立ち上げて、それを一体的な運営を図っていききたいといったような手順で想定しております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） そうすると、今ほどの答弁ですと、次年度以降ということは、28年度、失礼しました、29年度から拡充をしていくというふうに捉えていいのでしょうか。その場合ですね、この間の、この、これからのプラン作りのうえでも、また拡充のうえでも、いわゆる専任者を配置するかどうかですね。例えば国の基準では、学童保育についての職員資格については、児童構成員で新たに一定の講習をした者というふうに規定されております。こども教室についても、これらの基準に基づいた専任の配置をするのかどうか。拡充の中にはそういう専任の体制も入っているのかどうか。それとこの間ですね、夏休みも昨年から試

験的に実施されてきたと思います。今年度の夏休みのその取り組みの状況と、それからこの拡充の中身では、さらにそれを夏休みの期間も日数を増やしていくとかですね、そういう体制なども含まれているのかどうか併せてお聞きいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 学童保育って、放課後児童クラブのことをおっしゃってますよね。ですね。であれば、放課後児童クラブにつきましても、ハード整備先行して、それから受入のスタッフの配置も予定しておりますけども、放課後児童支援員といった方を置かなければならないことになっております。そういった方については、保育士、社会福祉士等の資格を持っている者もしくは県知事が主催をする研修を修了した者。こういった方がいなければならないということもありますので、当然その、制度にのった形で放課後児童クラブ運営するためには、そういったスタッフの育成も図ってまいりたいと考えているところであります。それから、放課後こども教室でありますけども、こちらもやはりあの、掛け声だけではなかなかできないと。やはり受け皿。そこを運営していただける方がいないとできないということがありますので、今、もう一つ別の事業で子育てひろばといったものも教育委員会のほうで週2回実施をされております。それについては町直営ではなくて委託業者のほうにお願いをしてやっているものがあるんですけども、そういったノウハウを持っている事業者の方と協議を進めさせていただいて、今やっている中での課題。それから今後やろうとしていることに向けて何を準備をすればいいのか。そういった相談をやっておりますので、受け皿のほうの充実。そういったことも含めたうえで、できれば週5日実施という形にもっていきたいというふうに考えております。夏休みについても、夏休み、やはり困るお子様いらっしゃいますので、継続して実施ができるような受け皿の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 先ほど質問いたしました、この間の、去年とそれから今年の夏休み期間におけるその試験的な実施の状況について答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 夏休みこども教室ということで、ここ2年ほど実施をいたしました。ちなみにあの、28年度、今年度の状況でありますけども、児童の参加人数が合計で18名。只見小学校4名の朝日小学校6名。明和小学校8名といった内訳になっておりま

す。夏休み期間中に全部で21回開催をいたしました。主な活動の場所としましては朝日振興センター。それから朝日小学校の図書館、朝日小学校のプール。こういったところを中心に活動を実施しております。スタッフにつきましては、こちらあの、教育委員会のほうで行っておられます放課後こども教室のスタッフの方などに協力をいただきまして実施をいたしました。であの、その結果でありますけども、やはりあの、特に夏休み、子どもを看てける場所がないので助かったといったようなご意見を数多くちょうだいしております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 先ほどのあの、最初の答弁書の中で、年間250日以上の実施が求められているという意味でいきますと、大体今の答弁のあった週5日が年間250日にあたるといふふうに理解してよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 概ね、そういったような考えであります。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この課題は町でもこの放課後児童クラブ。それからこども教室。それぞれ政府の方針に基づいて具体化するということですけども、町民の要望からすれば、これは国の方針が出る・出ないに関わらず、前からこれは要望のあったものでありますから、そういう意味では一日も早く、これらの充実、充足。そして必要な体制確立、必要なハード面の場所の確保など含めて、一日も早く、31年まで待たずに計画を作って、そして早い実現を望みたいと思います。

次の朝日診療所の看護師体制の問題について再質問させていただきます。今、看護師の体制はこの答弁にもありますように、この中でですね、会津中央病院の救命救急センターからの出向ということで、これは4ヶ月交代で今来ていると思うんですね。これの安定的な確保という点では、これからも診療所で、今も10名体制と。それで1名が育児休暇中だということだと、実質9名に、この中身だとなろうかと思うんですが、看護師が不足した場合に、私は懸念するのは、例えば看護師の夜勤ですね。これ基準二人だと思うんです。二人と、それと介護士、臨時の方で3人でやる。これは看護師が少ないときには一人体制もあり得るのかなというのと同時に、夜勤の日数が増えてくるんじゃないか。そうすると、看護師そのものに相当な負担がいくという点では過重労働になってくるんじゃないかという懸念があります。それと同時に、例えば看護師が一人夜勤の場合ですね、看護助手の場合は医療業務にあたれ

ませんから、そういう意味で例えば救急車が来て、急病の方が搬送された場合。これ、大体、年間でいくと、そう数はないとは思いますが、そうすると、入院患者と救急搬送された患者さん、この両方を一人で看なくちゃいけない。となると、どちらかが留守っていいですか、救急患者に対応すれば、入院病棟には看護師さんがいないというような状況もなって、非常に大変な状況に、診療所体制そのものになるんじゃないかという懸念もあります。そういう意味で、このひとつは、中央病院の救急センター出向。これ安定して確保できるのかどうかというのをまず伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 中央病院からの出向の看護師につきましては、町長答弁にありますように、常に2名の方に来ていただいております。期間についてはお一人4ヶ月ということで、その二人同時に交代にならないようにサイクルをずらして、二人の出向をいただいておりますけども、これにつきましては以前から、もっと長い期間のほうが実質的に現場としても助かるといった声がありましたので、中央病院のほうと協議を行いまして、町のほうの意向としては、できれば一年。もし不可能であれば6ヶ月とか、延ばすことができますかということで、数度にわたってお願いをして協議を進めてまいりましたけれども、やはりそれは難しいといったようなことで中央病院のほうから回答がありまして、長期間の派遣となると、やっぱり元の中央病院に戻った時に、ほかの看護師とスキルアップのタイミングが失ってしまって遅れをとるといったようなことがあるのでできないというふうに言われております。そういったことで同じく4ヶ月で今年度も契約を、次年度も契約をさせていただく予定になっておりますけども、今後も是非あの、あきらめることなく、できればもっと長期間の派遣をしていただけるように協議は進めてまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

○11番（山岸国夫君） 中央病院との関係ですけども、中央病院との関係は、これは一年ずつの契約なのか。それとも何年間とか、年数を区切った契約になっているんですか。その契約の内容について答弁を求めます。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今現在の契約でありますけども、平成27年度、そして今年度28年度、2年間の契約となっておりますので、29年度の更新に向けて先ほどの交渉をさせていただいたという経過であります。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） そうすると、2年間ということで、そうしますと27・28が、これ切れて、29・30年と2年間の契約になるということで、29年度・30年度。これはもう契約で大体この2名が確保できるということで承知してよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 先ほど申しあげました交渉の中で、そういったことで下相談は内諾を得ております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸君。

○11番（山岸国夫君） そうしますと、2年間はその二人については来られるということで理解いたしますけれども、先ほどの町長の答弁の中ありましたように、2年後、30年度末で1名。それから31年度で1名。32年度で1名。それぞれ定年退職されるということもありますので、こういう点ではこの、それとこの、先ほどの答弁で、全庁的な職員定数の兼ね合いも十分配慮していく必要があると。ここの意味合いが、ちょっと十分理解できないんですが、看護師の体制は、冒頭にありましたように10名体制。これは必ず守って進めるというふうに理解をしたいんですけれども、全庁的な職員定数との絡みという、この兼ね合いも配慮してという、その中身と定員10名との兼ね合いがよく理解できませんので、この兼ね合いを答弁お願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 現在の定数の中で10名が、であれば、その中の補充はやっていく必要があるというふうに思っています。それであの、全体のということは、充実という言い方を表現されてますので、もう少し増やすという理解の仕方もありますので、それにつきましては定数の問題が、全体的なですね、バランスをとっていかないと、どこか減らすか、全体を増やすかしないとだめなんです。将来を見据えていけば、全体的には減らしていかなくちゃならないと思うんです。そういった中で看護体制を、どういう、何名にしていくかというあたりを全体的に考えていくという意味でありまして、10名については、この後、退職予定されている分については、なんとか補充に努めていきたいという考え方です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸君。

○11番（山岸国夫君） 定員確保と同時に、もう一つ、この後、伺いたい問題は訪問看護ステーションの問題、ここでも述べられておりますけれども、元々、訪問看護ステーションは

別枠で、今、診療所とは別にあって、条例も訪問看護ステーション運営規則という条例もまだ残っています。今は、看護師のローテーションの中で訪問看護を行っているようですが、この辺のこの看護師体制の10名体制。それから訪問看護ステーション。これとの絡みですね。前は訪問看護ステーション、管理者も置いて、看護師6名というような体制の、これ条例でありますけれども、その辺はこう、診療所の運営と訪問看護ステーション運営との絡みは、これからの基本方向としてはどのようになるのか伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 山岸議員、ご心配していただいているように、看護師不足、診療所もございます。ほかの病院でも実際、福島県内に相当不足をしている。そして全国的に不足をしている中で、募集をしてもなかなか応募いただけないという中で、今いる体制の中で、うまくこの連携しながらやっていくために、訪問看護ステーションを独立ではなくて、診療所と一体的にシフトを組んでまわしていくといったようなことで現在は診療体制をとらせていただくしかないというようなことで、今のような状況になっておりますけれども、当然、募集はしているわけですから、その募集に見合った人員が確保できれば、以前のような体制をとりたいと思って考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸君。

○11番（山岸国夫君） どちらにしても、看護師の人材。これが要だと思います。それで、原発から5年数ヶ月経ちますけれども、広野町の高野病院という病院の例が福島民友の記事に取組みがされてました。この病院は原子力発電所の事故あった以降も継続的にずっと病院を維持してきたそうであります。私はここで言いたいのは、この病院、当初34人、看護師がいたそうですけれども、あの事故のために14人まで一時は看護師が減ったという中で、ここでは看護師募集で必死になって全国にお願いして、訪問して頼んで歩いて、そして一人二人と増やして行って、なんとか病院を維持してきて診療体制を確立してきているというような、大雑把に言えばそういう中身でありました。そういう意味では、先ほどの答弁にもありまして、この看護師不足というのは、介護士の問題もそうですけれども、全国的な不足ということもあります。これは日本全国の置かれている課題でもありますけれども、都市部においてはある病院に勤めている看護師が、ほかから看護師を紹介して、その勤めている病院に看護師が就職した場合には3万円とか、5万円とか、報奨金がもらえる制度まで含めて取り組んでいる病院もあるそうです。そういう点では、なかなかこれ、募集しただけでは一概に

はいけない問題でもありますから、そういうやはり、肝を据えて、本格的なやっぱり看護師不足、安定的な診療所運営を、この過疎地の中で取り組んでいくというのは、町民の本当に命を守っていくうえでも待ったなしの課題であるというふうに思っています。先ほどの中でもありましたように、訪問介護の問題も、これは介護の問題と、これは密接に結び付く問題でもありますから、そういう点では全体の福祉政策を実現させるうえでも、この看護師不足にならないように安定した体制、常に確保できるように要望して私の質問を終わらせていただきます。じゃあ、最後に答弁を求めたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） いやあの、ご質問の件につきましては、地域医療を守る診療所は守っていかなきゃなりませんので、十分にあの、内容につきましては理解できます。できるだけあの、診療所の充実には、体制を含めて対応していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

○11番（山岸国夫君） 11番、終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、11番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

ここで、暫時、休議いたしますが、午後の開会を1時といたしますので、ひとつご協力をお願いいたします。

休憩 午前11時17分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第73号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第73号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する

る条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第73号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。

前段で、ただ今配付をさせていただきました資料。これあの、福島県人事委員会の勧告の概要でございます。ただ今の73号。そして74号、76、77、78号まで関連がございますので、県の人事委員会の勧告資料で概要を説明させていただきたいと思います。

まず本年の勧告、報告、勧告のポイントということでもあります。一つとしまして、平成28年4月の公民格差に基づく給与改定を行うということでもあります。民間給与との調査の結果、格差、0.05パーセントございました。これを埋めるために初任給を中心に若年層の給与月額を引き上げをするということでもあります。二つ目としまして、特別給、期末勤勉手当を0.1月分引き上げると。これは民間との調査の結果、差が生じたということもございます。職員につきましては勤勉手当に配分。この後、説明をさせていただきます任期付職員。そして議員の方々、町長等につきましては期末手当での対応ということになります。続きまして配偶者に係る扶養手当の見直しであります。これは29年度ということになります。配偶者に係る扶養手当の手当額、他の扶養親族と同額として子に係る手当を引き上げをしていきます。29年度、30年度等々、経過措置を経まして実施をしていくという内容になります。

つきまして、73号に戻らせていただきます。

任期付職員、只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは期末手当。これにつきまして、現行、6月、100分の155。12月、100分の155を、12月につきまして、平成28年度、100分の165にしたいというものであります。年間総支給としましては100分の320、3.2月分ということになります。来年以降であります。6月に100分の160、12月に100分の160、合わせて100分の320、3.2月分とするという内容の改正でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第73号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

概要は先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。議会議員の方々の期末手当、現行ですと、6月に100分の150、12月に100分の160であります。これを年間、0.1月分増ということで、28年度につきましては、12月分を100分の170にする

ということでございます。それで年間、100分の320、3.2月分に改正したいという内容でございます。今年は12月をもって、そういったことで精算をさせていただきますが、来年度以降、6月につきましては100分の155、12月は100分の165ということにさせていただきたい条例の内容でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。（マイクなし発言 聴き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） ちょっと待ってください。

動議ということですね。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） 反対討論は、

ちょっと待ってください。

これから、質疑を閉じましたから、これから討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

11番、山岸国夫君。

これは反対討論ということでよろしいですね。

○11番（山岸国夫君） 11番、反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

それでは、反対討論をお願いします。

○11番（山岸国夫君） 議案第73号につきましては、74だ、失礼しました。74です。

74号につきましては、これは、私ども、先輩議員の人達が議員の報酬を引き下げて子ども達の育成を図る、保育園の保育料を安くするというような措置も過去はとってきております。

したがって、私は議員の報酬は引き上げるべきじゃなくて、これは額は少なくとも町民の生

活にまわすべきと考えますので反対をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） これは先ほど総務課長がご説明ありましたように、人事院勧告に基づくものでありますが、私はあの、委員会の中でも申し上げてきましたが、福島県、そして南会津郡内の3町1村についても、桧枝岐より議員報酬が低いと。過去には議員の報酬の引き上げあったわけでありましてけれども、2,000円上げて、議員は自分の報酬を引き上げたというようなことで、引き上げをずっと、20年近くやってこないように記憶をいたしております。ついては、この議員報酬をあの当時、引き上げないことによって、退職される方、またあの、平成26年に年金、あるいは退職金制度ができた時に大きなハンディがあったわけであります。だから、この議員報酬については、私はあの、20年近く前に報酬を引き上げないことが、今日、皆様に大変ご迷惑をかけたというか、報酬の関係で身が引けるような想いで、総務委員会の中でも議員報酬はやはりあの時上げればよかったと。今回もこの提案するにあたって、事前に総務課長より委員会での説明の中でも、私は、ああ、是非この際、報酬を引き上げてほしいなというふうに思って、いくらでもありませんけれども、これは人事院勧告に基づいて南会津地方の3町1村の議員報酬で只見町が一番低いわけありますので、せめて桧枝岐の現状の報酬引き上げぐらいにはしてほしいなという、常々思っておりましたので、私は賛成の立場で発言をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論される方いらっしゃいますか。

それでは、討論は終わります。

これから議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） はい、わかりました。

起立多数です。

よって、議案第74号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第75号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第4、議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

これはあの、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例がございます。その一部を次のように改正するものでございまして、先の6月会議におきまして可決いただきました野生動植物保護条例の仕事に基づく仕事にあたっていただく人として、只見町野生動植物保護監視員を新たに設けたいとするものでございまして、年額の金額は記載のとおりでございます。人数は15名を予定しております。これを可決いただいた後に人選を図り、実質的には来年の雪融けから活動してもらうようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第76号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第76号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

これにつきましても、先ほど可決をいただきました議会議員の方々の期末手当の条例と同様であります。県に倣いまして、町長、副町長、あと教育長になりますが、この教育長は新制度のもとでの教育長ということになりますので、現在の教育長は該当しないということにはなります。これにつきまして、期末手当、年間0.1月分の増、配分は今年につきましては12月に0.1月分。これを配分をさせていただく。来年以降は6月に100分の155、12月に100分の165、年間100分の320、3.2月分とさせていただきたい改正でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これより質疑に入ります。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この76号の第4条、それから、中での、これ150を155、160を165に改めるとあるんですが、この先ほどの73号で、一般職の場合は155から160。それから100分の160が165ということで、町長等の給与のこの体系と0.05、一般職の職員のほうが低いんですが、この辺の成り立ちについて伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 73号、もう一度、概要、説明をさせていただきたいと思います。

これ、一般職の任期付職員であります、先ほどあの、現年の状態であります。6月は155、12月も155。これを12月に配分をするというふうに申し上げました。議会議員、そして町長等につきましては、現在、6月と12月、支給月数分に差があります。0.1月分ではありますが。現行ですと6月に100分の150、12月に100分の160です。ところが、この一般職の任期付職員につきましては、6月と12月、年間月数は同じなんですけれども、6月と12月の配分が同様になっております。6月も155、12月も155ということになっております。ですから、若干、6月と12月の配分に差がありまして、年間につきましては同じ額、同じ率になっておりますのでご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 町長の給与等の関係であります、旅費は関係ございませんけれども、前町長、目黒町長は、選挙に出る時の公約として、減額を20パーセントか25パーセント減額するような、減額した記憶あります。それは勿論、条例で減額されていると思いますが、その条例の中で任期中というふうに謳っていると思うんで、期間は終わっているのかどうか。それだけ確認したいなど。まだ終わってないのであれば、その差の関係もあろうかなというふうに思うんで、確認の意味でお尋ねいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） お尋ねの件でございますが、減額につきましては平成28年11月をもって期限として終了をしております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、反対討論を許します。

○11番（山岸国夫君） 76号につきましては、先ほども申しましたように町民に還元すべきだと思いますので、この案には反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

なければ、これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第76号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これは起立で、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） はい、わかりました。

起立多数です。

議案第76号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第77号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第77号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第77号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。

先ほど可決をいただきました町長等の給与及び旅費に関する条例。これに基づきまして、町長、副町長、教育長、給与の支給ということになります。しかしながら、先ほど申しあげましたように、そこに含まれております教育長、現在いらっしゃる教育長は対象でございません。これ、法の改正がございまして、可決をいただきましたのでご存知であると思います。つきましては、現在の教育長、廃止する条例ということになってますが、この条例に基づき、現在、給与等の支給をさせていただいているということになってございます。つきましては、現在の現任の教育長の給与、今回は期末手当であります、その改正をお願いするものでござ

います。内容につきましては、議会議員、そして町長等と同様であります。年間0.1月分、期末手当を増額する。配分につきましては、今年は12月で0.1月分の増。来年以降は6月、100分の155、12月、100分の165ということにさせていただきたい内容であります。総支給月数につきましては、年間3.2月分、100分の320ということで率としては同様でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第77号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第78号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、ご説明を申し上げます。

これにつきましては、先ほどご説明を申し上げました県の人事委員会の勧告の概要がございます。これに基づきます改正をお願いするものであります。給与、月例給につきましては民間との格差、0.05パーセントであります。これを埋めるために改定をするということでございます。先ほどお配りをした資料、中段のあたりにありますが、本年の給与改定と月例給でございます。若年層を中心にとということでありまして、級でいきますと、1・2・3級の職員ということでございます。率につきましても1級は0.4、2級は0.3、3級になりますと0.07ということでございます。4級以上については改定がないということになります。若年層に厚いということがここで表れてございます。併せまして、扶養手当、先ほど申し上げました。配偶者に係る扶養手当。29年度から30年度、2ヶ年で下げるということになります。子については2ヶ年かけて上げていくということになります。こういったことで改定をお願いをするものであります。あともう1点、勤勉手当であります。議員の方々、そして町長等につきましては期末手当での対応ということになりましたが、職員は勤勉手当ということになります。ここでございますように、28年の勤勉手当、6月は0.8月でありました。12月は、これも0.8月でありました。しかし、この12月につきまして0.1月分増をさせていただくということでございます。来年につきましては、これを6月と12月、それぞれ0.05月分ずつ配分をいたしまして、0.85、0.85。そして年間につきましては1.7月という勤勉手当の改正をお願いをするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第79号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第79号 只見町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、ただ今から、議案第79号 只見町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の概要でございますが、1点目としまして、第54条5項の法律名の訂正。附則第3条の2の法律の発令番号の字句抜けを追加しております。2点目としまして、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行おうとする内容となっております。主な改正内容としましては、1点目として、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人住民税の課税の特例の創設でございます。台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人住民税については、日台民間租税取り決めが適用され、源泉徴収等を通じた課税ができなくなるため、申告等に基づく課税を行う内容でございます。今ほどの改定に伴う字句及び条ずれの整備も重ねて行っております。施行期日等につきましては、施行期日については、平成29年1月1日。経過措置としまして個人住民税への適用については平成30年度課税からとする内容となっております。尚、現在の段階では本町における該当者はいないもの

と考えてございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第79号 只見町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第80号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第80号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、議案第80号 只見町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の概要につきましては、先ほどの税条例の一部を改正する条例の概要と同じでありまして、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取り決めが締結されたことを受けまして、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴いまして必要な改正を行おうとする内容でございます。主な改正内容としましては、個人住民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める内容でございます。それに合わせましてこの改定に伴います項ずれの整備を行っております。施行期日等につきましては、施行期日が平成29年1月1日。経過措置としまして国民健康保険税への適用については平成30年度課税からする内容でございます。尚、詳細につきましてはお配りしました新旧対照表をご覧くださいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第80号 只見町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。



◎議案第81号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第81号 只見町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第81号 只見町過疎地域自立促進計画の変更について説明いたします。

これはあの、いわゆる過疎法に基づくものでございまして、次のとおりの変更をお願いするものでございます。一枚めくっていただきたいと思えます。一枚めくっていただきまして、変更理由書がございまして、これは現在の計画に新たに、事業内容でいいますと障がい者グループホーム整備事業を追加するものでございまして、右側に変更理由の記載がございまして、障がい者グループホームの建設費費用に対して補助を行うために計画の変更をしたいという理由書でございまして、もう一枚めくっていただきまして様式2というのがございまして、左側が変更前、右側が変更後ということで障がい者グループホームの整備事業を追加させていただきたいという内容でございまして、よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 障がい者支援対策につきましては、非常に積極的にやるべきだと私は思っておりまして、その前提で申し上げたいと思えます。これはあの、この後、関連する議案、予算も出てまいりますけれども、無償で財産貸付、また、いわゆる建物部分を町が補助すると、約3,000万という計画であります。当然あの、補助をするわけでありまして、今後の、いわゆる運営の計画、これについて、いわゆる南陽会さんのほうからお出しになっているのかどうか。また、その辺の議論を担当委員会とどのぐらい詰めておられるのか。その点をお尋ねいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） この過疎計画に新たに盛り込みたいということで、障がい者のグループホーム整備でありますけれども、民間の社会福祉法人のほうで、只見町内でのそ

のグループホームの設置、運営をしたいといったような意向に沿いまして、担当委員会、総務厚生常任委員会のほうへはこういったようなお話がきてますよといったような段階で、とりあえず情報提供させていただきました。それから今年度に入りまして、春の段階で、国・県の補助申請を行っていて、それが決定になれば、大まかなその施設の概要を説明をさせていただきますまして、もし通れば、町が何らかの支援を検討させていただきますといったところまでの説明をさせていただきました。であの、今年、8月15日に国・県補助の内示が出たということで、そういったことも含めて実現性が出てまいりましたので、時期的なものも含めて説明をさせていただきますまして今に至っているといったような経過でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） そうされますとあの、運営計画についてはまだという理解をいたしました。よろしいでしょうか。それで、わからないのは、例えばどのぐらいの規模の施設が予定されているのか。またこの町内、またはこの地域に、どのぐらい、いわゆるこの施設に入所されようとする、必要とされる方がおられるのか。またはその入所料金はどのぐらいで入所可能なのか。またその、収支の見通しはどうか。例えばそこに地元雇用というのが可能なのか。将来的に町への財政負担の、運営してみたらばなかなか厳しいので財政負担をお願いしますというようなことが発生しないのか。やはりそういったところですね、ソフト面をやっぱり出していただいて、議論をしてやはり、こういうふうに進んでいかないと、なかなか、わからないところがまだ多いと思うんですね。その辺の手順の尽くし方と申しましようか、ちょっと、リスクがあるような気もいたしますが、今申し上げましたような細部の点。この辺は把握されておりますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 国・県補助の申請を、その法人のほうでされる際に、施設の規模的なもの。それから施設の運営計画。そういったものを含めて補助申請をされているということで、その内容については伺っているところであります。ちなみにあの、建物の概要でございますけども、延べ床面積で198平米ほど。建築面積で239平米ほどでございます。木造の平屋建て。居室、利用者が使う部屋であります、7室。そのほかに事務室、食堂、洗面所、浴室、トイレなどとなっております。それから、同様のグループホームを利用されている方なんですけども、現在、只見町に住所を持っていらっしゃる方で、こういったような障がい者施設を利用されているいらっしゃる方、20名おられます。そのうち10名の

方が南会津町、下郷町、会津若松市のグループホームを利用されておりますので、こういった方が、より自宅から身近なところで生活ができる可能性が出てくるというふうに考えております。それから地元雇用の関係であります、それについては、あの、経験のあるその法人の職員の方以外にやはり地元の方を雇用したいといったような意向を示されております。やはりあの、通勤の関係ですとか、地域事情を知っている方、そういった方にできればお願いできると助かるといったようなこととお話をいただいております。それから、利用料のお話がありましたけれども、18歳以上の方につきましては、保護者の世帯の所得に応じた自己負担の上限月額がありまして、それによってちょっと異なるんですけども、その月額上限よりもサービスに係る費用の1割の金額が低い場合はその金額といったものを払うということで、そんなに大きな自己負担が出ないで入所できるということもありますので、利用希望が多いという実態もございます。概要的にはこんなところでございます。

〔「収支見直し」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（馬場一義君） 収支見直しにつきましては、決して、収益が上がるといったような事業ではありませんが、同様の施設を下郷町、南会津町のほうでも運営、経営をされておられまして、そこからすると、あの、とんでもなく儲かるといったような事業ではないけれども、なんとか運営はしていついていけるということでもありますので、只見町にこれから整備をしようとしている施設においても、同様にその多額の赤字が生じるといったようなことはないのではないかというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） その辺の話をやはりですね、担当委員会にまず出してくださいよ。我々、まだあの、今、何点かお伺いしておりますが、まだわからないところいっぱいあると思います。はたしてその障がい者年金で払える範囲なのか。そう高くないという判断、おっしゃったけども、2万なのか、3万なのか、4万なのか、5万なのか。その辺はこれ、たぶん施設によっては違うと思いますけれども、その辺の見通しもわからない。収支はどうなるかも非常にリスクがある。そういった中で将来、町の財政負担も当然これは考えられる話だと思いますよ。ですからその辺は財政負担があってもやるのか。その辺、もう少し詳細なデータもお出しになってですね、もうちょっと議論させていただいて進んだ方が私はよろしいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） ご心配のところ、十分承知しております。であの、担当委員会のほうには、先ほど申し上げましたような経過で説明をさせていただいております。その中で、今ほどのようなご質問、多少はありましたけれども、その、収支について、見通しとして、赤字になるようであれば当然、民間の事業者でありますので、実施はされません。これはあの、町が造ってくださいといった施設ではなくて、民間事業者の方が整備をしたいと。只見町内にこういった施設を整備をしたいんだといったような意向を示されまして、それに乗った形で、町としてもじゃあ、地元こういう施設が必要だから、その初期投資について支援をさせていただきたいといったような流れになっておりまして、これにつきましては、既に運営をされております下郷町、南会津町にもグループホームあります。そちらについても同様にその民間の法人のほうで整備の意向を示され、それに対して地元の市町村、町が支援をする形で整備を行ってきた経過があります。そういったようなこともありますので、特別その、ほかの施設と違うことをやろうというわけではありませんので、極端にその、只見のグループホームだけ赤字が生じるといったようなことは考えにくいのかなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 3回です。

何か答弁、抜けているのございますか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 質問です。ちょっと記憶違いだったらごめんなさい。平成24年だったか、25年だったかの頃にも、同じように障がい者グループホームの案件があったと思っただんですが、その時は計画までできて、図面もできていたんですけれども、いざ、実際、利用者の方に希望をとったらば、グループホームを利用するより自宅から利用したいという方が多くて、その時は計画がなくなったという経緯がたしかあったかなと思うんですが、今回はやはりグループホームで利用したい方がいらっしまったということなんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 以前の経過、それがグループホームだったのかどうか、ちょっと、あの、正確な記憶はございませんけれども、今回、その施設整備をされるにあたりまして、先ほど申し上げましたように、町外の施設に10名の方が入っておられます。家族の方としても、やはり様子を見に行ったり、いろいろ、時々、世話をしにいたりとか、いろいろありますけれども、できれば近いほうがいい。けれどもないので、若松の施設に入っ

もらうしかない。そうすると、訪ねて行くにも時間がかかるということで、望んで若松のほう選ばれたということではなくて、地元にないので、やはり遠くに行かざるを得ないといったような実態があります。それともう一つあの、その障がい者の方のご家族、例えば母親であったり、父親であったり、御兄弟であったり、そういった方の高齢化が進んでおまして、なかなか遠方の施設となると、今度はなかなか、面倒が看れないといったようなことで、なるべく近くに施設があれば安心していられるといったようなことで、いろいろご希望も伺っております。そういったようなご要望がありましたので、やはりその町外の施設しかありませんよというわけではなく、町内で身近な場所で生活ができる。そういった施設を整備をさせていただきたいというふうに考えました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） ニーズがあるということで、そのニーズに応えるということは非常に良いことだと思うんですが、この障がい者ということでもありますけれども、これはあの、肢体ということでしょうか。あるいは、いわゆる肢体障がい者ということでしょうか。肢体というのは、肢体、胴幹、体幹、ということでありましょか。あるいは知的障がいということでありましょか。あるいはそれ全部包括したものでありましょか。

それから将来の見込みたって、これ、少子化の中でどうなるのかわかりませんが、先ほど8番議員が申し上げたように、ニーズの問題から見て、漠然と聞くようで申し訳ないです。これ、情報がよくわからないものですから、こんな聞き方になってしまいますが、まずあの、障がい者と言われても、かなり幅の広い、各位の方々がいらっしゃる、さっき申し上げたようにその、身体に障がいの持たれる方、または知的障がいを持たれる方。それから将来に亘ってここを維持されていくには、先ほど8番が言われた、その辺、どういう表現していいかわかりませんが、そういった分野について検討されたのであれば、そこをお聞かせ願いたいなということです。わかりにくくてすみません。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） グループホームの利用対象者ということかと思いますが、障がい者程度区分が区分1以下に該当される知的障がい者、精神障がい者及び身体障がい者

の方ということで、なにかひとつに特定されるというものではなくて、それぞれの種類の方、御利用できる施設となっております。後段の質問がちょっと、よく聞こえなかったんですけども。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井君。

○1番（酒井右一君）（マイクなし 聴き取り不能）の質問が今の答えて、今のご答弁でわかりました。後の質問については、これは私自身、よく、自信のない話でして、自ずと声が小さくなってしまいましたが、先行きですね、10年とか、つまり人口ビジョンなんかから見ますと、人口そのものが減っていく中で、どういうふうに今後、その南陽会で運営されていくのかなと。この辺がああ、もう少しわからないかなという意味で、その意味では8番さんがおっしゃったその運営計画のようなものがあるのかなというようなことを、8番さんと同じような意味で受け取っていただければ、8番でねえな、10番か、10番さんと同じような質問の趣旨だにご理解願えれば。ただああ、必要であるということに、私ああ、これはもう同感であります、先行きその、人口の問題とかいろいろ考えたうえで、そういったものの、どのような分析をされておるのか聞きたいなと。南陽会のことですので、おわかりにならないければそれはそれで結構ですが、少し、その辺の説明もいただきたいなということですが、これでいいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 施設の規模、それから運営の見通しにつきましては、現段階で補助申請をする段階に設備の整備運営計画。そういったものを提出されたものはいただいて見ております。それで、じゃあ、20年後、30年後どうなのかというのは、その計画書にはございません。ただ、話として伺っておりますのは7名の居室であります。今現在、町外で生活をされている方、10名。そうしますと全員は入れません。ところがやはり、将来的なことも含めて、全ての方、只見町内に生活できるというふうにはならないけれども、過度なものを整備をして、今後、運営に支障をきたすようであると、逆にご迷惑をおかけするのではないかということで、若干絞られた計画となっております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第81号 只見町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第82号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第11、議案第82号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 議案第82号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

これにつきましては地方自治法の第244条の2第3項に基づく公の施設を指定管理者として指定をするものでございます。

一つとして、指定管理者に管理を行わせる施設の名称であります。只見保養センター、ひとつぶろ まち湯であります。二つ目として、指定管理者となる団体であります。団体の名称は株式会社正家、代表者、菅家大和氏でございます。三つ目として、指定管理者として管理を行わせる期間であります。平成29年4月1日から平成34年3月31日まで、5年間となっております。本施設、保養センターであります。指定管理の契約、今年度末で満了いたします。よって、今年度、指定管理者の公募を行ったところでございます。そうしたところ、現指定管理者であります株式会社正家、1件のみからの申請がありましたの

で、只見町公の施設における指定管理者の指定手続きに関する条例に基づきまして指定管理者の審議会、選定審議会を開催を経て、今議会に指定管理者として提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

質疑…

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君）　過去、1回だと思んですけども、指定管理、この会社です。指定管理で、なかなか大変だということで増額した記憶がございます。その辺、よく踏まえて、今回の計画出されたと思んですけども、またそういうことが生じないのか。その辺、十分、指導して、されたのかどうか。その辺だけ伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君）　観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君）　今ご質問ありました指定管理料の変更につきましては、昨年の今12月会議において、指定管理者のほうから変更の申し出がありまして、協議申し出がありまして、増額をし、変更契約をした経緯がございます。これに至った経緯につきましても、その際にご説明をいたしておりますが、やはりあの、当初、平成25年にこの施設が被災を受けて改修をいたしました。改修後の施設内容が、やはりあの、変わってきてございます。その施設内容、設備内容が変更されたことによるもの。それから、利用者が当初の見込どおりなかなかいかなかったという点もあって、入浴施設に関しては指定管理料のアンバランスというか、不均衡が生じたことが変更契約に繋がったものでございます。その内容につきましては、町のほうで内容を確認をさせていただきまして、議員の皆様方のご理解を得て、変更に至ったものでございますが、今回、それを踏まえて今回の公募をいたしております。また審議会の際にも、審議委員8名の方から、そういった点の懸念であったり、今後の見通しを十分にヒアリング審査していただいたうえで今回の提案に至っております。これまでの入浴とそれから食事ということで、町民の福祉、それから観光面でも大いに期待できる場所ではありますので、当初の目的が達成できますように指定管理に務めていただきますようお願いをし、至った、この提案に至ったところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） すみません。担当委員会の中でも説明いただきまして、その時にちょっと聞き忘れがありましたので、ちょっとこの場で。この間、説明では定休日の変更の計画ということでした。今は水曜日ですが、定休日の、今、予定わかれば教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 現在、定休日を設ける町の中の規定がありまして、それがあの、毎週水曜日を定休日とするという規定が設けてございました。しかし、弾力的な経営をしていただくというようなことから、その規定を見直しをして、設けなくても良いというような既定の改正をさせていただいたものでございます。それによって、正家さんのほうでもそれを踏まえて、新年度の計画が出されるものかというふうに期待しております。現状では、まだあの、平成28年度の契約中でありますので、今後、新年度に向けて計画を確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） そうなりますと、無休ということもあり得るということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） こればかりは町のほうでも関与することができません。町としても、水曜日というのが多くの食堂等ですね、町内の食堂が閉まる状況がありますので、そういった中で町民、観光者に利便性をもたせると。不都合のないようにという趣旨での、そういった改正でありますので、それをどう捉えて計画に反映されるかというところを期待するところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 了解しました。この間あの、指定管理料の中に、お風呂の清掃の費用も入ってましたので、年中無休となると毎日清掃があるということになると思いまして、それがちょっと気になったところです。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに。

観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） これはあの、毎日というか、無休でやるのであれば、そういう経費が発生しますし、その審議会のヒアリングの際には、無休というのはいけないというニュアンスの話を受けておりますので、そういったあの、経営側の状況、事情もありますの

で、それらを踏まえて新年度の計画を立てていただければなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） いや、この指定管理のことではありませんけれども、ひとつぷろの経営の内容については、決算の時でもなければ質問できませんけれども、私申し上げたいのは、このひとつぷろは、前はあの、保養センターって言ったんだけど、7. 29で、豪雨災害で、もう辞めるような話だったんだけど、それをミニ公園なんかしないで、是非ともというようなことで、保険料、建物保険が7, 000万ぐらいで、あとは起債で1億ちょっとかけて造ったものですが、一昨年に風呂に入る、入浴者が少ないということで、300万ぐらいの補正を見込まれて通した経過がございます。当時、造る時の当局との約束は、保養センターの中で、牛のよだれほどのお湯を引っ張ってくる本館がもう全滅だというようなことで、温泉マークは取り下げるが、なんとか住民の声、そして、ひとつぷろの経営をしていただくには、温泉止めるは良いが、今日は湯花湯だよと。明日はゲンノウショウコウだよ。薬草湯を約束の下にあの建物もあれしたが、今は飲み食いというか、飲食のほうが飛ぶ鳥落とすよのいきまでありますけれども、なんとかこれを継続と言いますか、赤字を出さないようにやっていくには、やはり、町民、住民からも要望をとったわけですから、なんとか湯花湯とか薬草湯で、あのまち湯を経営できるような方法を、今後、当局、担当課長中心として、当局で考えて、そして望んでいる薬草湯を実現できるように努力していただきたいなど。この機会でもたお願いするわけですが、よろしく願いいたします。答弁、できなければできなくていいが、薬草湯をやるには、この春からやるとなればできないんですよ。春から秋ばてにかけての薬草というものが採取できるわけだから、なんとか今から考えて、来年、30年度から実現できるような方策を検討していただきたいなど強く、強く要望いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 鈴木委員の意見につきましては、今回、指定管理の公募をさせていただいたときに、事業計画を提出をいたしていただいております。その中にお風呂部門についての利用計画の文言がございます。ここには、回数券の発行、季節に応じた只見の山野草を利用した日替わり薬湯などを実施して、リラクゼーションの充実と町内の町民の利用を進めたいという計画が記載になってございますので、現在もお湯については、いろいろ工夫をして入湯利用を進めているわけですが、また新たにこういった山野草を利用し

たというような計画もございますので、こういったところで入浴者数の増加を期待していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第82号 只見町公の施設における指定管理者の指定については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第83号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第12、議案第83号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第83号 工事請負契約の変更についてであります

次のとおり工事請負契約を変更するものであります。1、契約の目的、只見統合簡易水道事業、只見・宮沢施設連絡管布設工事、1工区です。2、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字只見字原610番地、美馬建設株式会社、代表取締役、美馬典昭。3、変更内容、

請負金額の変更です。変更前、6,048万円。変更後、5,551万7,400円であり
ます。

内容につきましては、この1工区、歳時記会館から1,200メートルほどございます。
2工区は別の請負会社がやっております。一番の変更箇所につきましては、大赤沢沢。これ
が国道の下を通っておりますので、国道の山側法面に20メートルほどの水管橋を施工して
おります。そのこのところの施工につきましては、ライナープレートといって、型枠、鋼製型
枠を入れてやる当初の計画でしたが、施工条件等、いろいろ、足場等が悪いということで機
械掘削の変更等もございまして、直掘りに変更をいたしました。その部分につきまして、主
にライナープレートにつきましての減額。そして、1,200メートルあります。片側交互
通行でやっておりましたので、ワンスパン、20メートルの基本にして、片交をなるべく距
離を短くするという道路管理者の協議もありましたので、その部分につきまして交通整理員
の最終的な整理ということで、交通整理員の減額が相当なものになっておりますので、この
ような変更をいたしました。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第83号 工事請負契約の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第84号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第13、議案第84号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 資料の配付の許可を願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） それでは、議案第84号 財産の貸付についてを説明させていただきます。

障がい者の共同生活援助施設の設置を目的として、次のとおり町有財産に属する土地を貸し付けるものとするといった内容でございます。まず一つに、土地の所在、南会津郡只見町大字長浜字久保田17番。2番、地目及び面積、雑種地2,023平米のうち1,000平米。3、貸付の方法、随意契約による。4、貸付の期間、議決日から10年間、5、貸付料、無償。6、貸付の相手方、南会津郡南会津町長野字上ノ山3417番地2、社会福祉法人、南陽会、理事長、星太治であります。

先ほどあの、過疎計画の議案の時に出てまいりました障がい者のグループホーム。こちらの敷地を無償で貸付をさせていただきたいといった内容の議案でございます。

それから今ほどお配りした資料でありますけれども、4分の1と書かれた1枚目ですが、これは配置図になっておりまして、左側のほうがあさくさホーム。下流側です。それから、上が川側、下、図面でいいますと下が国道側。そういったような位置関係になってございます。建物の概要でありますけれども、おめくりをいただきまして、4分の2のページです。

1階の平面図でありますけれども、先ほども若干説明をさせていただきました。木造の平屋建て。居室が7室ということになっております。建築面積は239.02平米を予定してございます。それから4分の3につきましては立面図。こちらは南側、西側から見たところがあります。同じく4分の4につきましては東側、北側から見た立面図でございます。建物の大まかな概要を把握していただければありがたいと思います。位置関係につきましては4分

の1ページの、といったような形であさくさホームの上流側に隣接をする土地。そちらを貸付を行いたいと、そういった内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君）　先ほど3回質問して、ちょっと残っているものですから、この議案に関連してちょっとお聞かせいただきたいと思います。先ほどの最後の答弁で、いわゆる法人の意向でここに至ったというお話された。それはあの、いわゆるその収支の話の時でありましたが、仮にその、これ、事業としてこの法人、勿論、この仕事やるわけですから、もしマイナスになれば、これは当然、なかなかこれは撤退という話だって、想定にはあると思うんですよね。そうすると、なかなかその持続可能な障がい者支援にはたしてなるかという疑問。ちょっと考え過ぎかもしれませんが、あります。今ほどの図面で7部屋。大体、入所料金、さっき、ちょっとよくわかりませんでしたけれども、どの程度なんですか。5万円とか、どの程度の入所料金で入れるんですか。例えば、それプラス、国からの補助があつて、例えば運営者は一人に対してどのぐらい入るとか、その辺、ちょっとおわかりになれば教えてください。

○議長（齋藤邦夫君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君）　具体的な金額については、今ちょっと把握しておりませんので、大変申し訳ございません。経営が心配だということで、まったくないというわけには、これは事業ですから、事業がうまくいかないということがまったくないというわけではありませんけれども、この社会福祉法人におかれましては、障がい者福祉関連の事業のノウハウを持っておられまして、グループホームいくつも運営をされていらっしゃるということで、まったく素人の方がやりたいと言え、それはかなり心配なんですけれども、郡内においてグループホームを、例えばすみれ荘でありますとか、たんぼぼ荘、ひまわり荘。こういったような施設の運営をされてこられたノウハウがありますので、ほかの施設を運営されておられて、同様の施設を運営されるということで、只見に造る施設だけ、赤字が出るというのは、まったくないとは言いませんけれども、考えにくいところなのかなと。将来的にどうなのかな。これについては先ほどの施設規模もありましたけれども、華美な、過度な整備とならないようにということで、7室といったようなことで検討されておりますので、それについてはあの、心配は尽きませんが、今の段階で確実に赤字だというわけでもなく、ほか

の運営の状況を見ても、概ねは運営されておられますので、同様の運営内容になるであろうというふうには思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 様々、わからないところが多いので、質問をしておりますけども、おおよそのいいので、たぶん今、そこまで資料でお出してくださいというのも、これ無理でしょうから、おおよその見通し。例えば入所料金はこのくらいになる。先方さんから出された収支見通しはこうだ。さっき細かなこと、いくつか申しましたけれども、その辺をですね、1回、後でも結構ですから、やはりあの、委員会の場でも結構ですよ。一旦、話し合いの機会を持っていただきたいと思います。どうでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） この件に関しましては、まだこれから始めたいということで、実質的にはまだ、当然動いておりませんし、これからが本格化してくる。県の、国・県の補助事業についても内示が出た状態ではありますけれども、正式な交付決定は出ていない。県のほうの営繕課の設計審査もまだ最中であるということで、今後、追加して説明をさせていただきたいと思っております。担当委員会のほうには説明をさせていただいておりますが、それ以外ということなのか、ちょっと、どういったような場面が想定されていらっしゃるのか、ちょっとわかりませんが、当然のことながら担当委員会のほうには今後も進捗状況を説明させていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） さっき、課長あの、計画書は南陽会が出されているとおっしゃったけれども、その計画書というのは、ある程度、運営見通しがわかる計画書なんだと思って聞きました。それでも良いと思うんですよ。もう少しその、運営がどういうふうになるのか。例えば今、さっき、20名というお話されたけども、実際これ、いつ頃オープンして、何名ぐらい、当初、入所があつて、ただ、素人ですから、単純に7部屋で、じゃあ、どうやってこれ、採算とるのかなという疑問、まずあるんですよ。これ、事業者ですから、なかなか、そうなれば、グループ全体といっても厳しいときがくるのかなと思ったりですね、もうちょっと基本的なところがわからないんですよ。ただ土地を貸して、無償で貸付して、いわゆるハード分を町が補助をすると。当然、補助するということは、どんな団体でもそうですけども、いわゆる計画書を求めるじゃないですか。それと同じことを言っているわけでありませ

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） まだ確定していない部分もありますので、先ほど申し上げましたように進捗状況に合わせまして、説明・報告はさせていただきたいと考えております。ちなみに、その補助金の交付決定がまだということがありますので、それが決まらないことには、いったい、いつ着手できるのか。着手できる時期がわからなければ、当然、竣工時期もわからない。そういう状況でありますので、希望としてはなるべく早く交付決定をいただいて、雪融け後に着工できるようにさせてもらいたいという意向を法人のほうでは持っていらっしゃるんですけども、なにぶんにも相手があることで、その意向どおりにいくかどうか、まだわからないということがありますので、現段階では29年度中に事業を、整備事業を完了して、なんとか年度内には運営を開始をしたいという希望は持っておられます。

それからあと、施設の規模でありますけども、同じようなその南陽会さんの施設ですみれ荘というのが定員5名。さくら荘、定員6名。たんぼぼ荘、定員6名。ひまわり荘、定員5名といったようなことで、ほかの施設と同程度の規模というようなことになっておりますので、特別その、規模が大きいとか小さいとかというものではなく、これまで培ってこられた経験の中で同じような施設規模というふうに判断しております。

○議長（齋藤邦夫君） 課長。これあの、料金や、大体、どの程度ということはわかんねえどつか。

課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） すみません。料金について、資料ございませんので、いくらだというのはちょっと、金額ないんですが、先ほど申し上げましたように、当然その、国の制度に乗かって運営をする施設ということで、その世帯の所得に応じた自己負担上限月額があるということで、その金額ちょっと、今、把握しておりませんので、大変申し訳ありませんけども、それに係る費用の1割の金額程度ということでもありますので、独自に法外な利用料を設定するということはありません。

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○保健福祉課長（馬場一義君） 金額については、大変申し訳ありませんけども、自由に設定できるというよりは、その国の制度に乗かった施設でありますので、月額上限が決まっているので、ご心配はわかるんです。ただ、金額、すみません。わかりません。今。ですので、ほかの施設と比べてあり得ない数字は出しようがないと。それで運営は認められないという

ことだけのご理解いただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかの施設、いくらか、わかんねえわけ。

わかんない。

○保健福祉課長（馬場一義君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今の料金の問題ですが、個人負担の。先ほどの話の中でも、南陽会が同じような運営をしているところが名前、二つほど挙がりました。そちらのほうも国の基準でやるのであれば、大体同じような中身の方向になるのかなと推測しますので、後で資料として配付をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） はい、確認させていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） やっぱ、わかんねえものはわかんねえだぞ。委員会制度だって、その担当委員会って分かれてっけど、業務によって暫定的に分かれたんであって、本会議で議決する時に一方ではわかっていて、一方ではわかんねえっていう現実は、これやっぱりおかしいんで、聞くしかねえです。だからその、10番だっけか、10番だな、将来どうなっか、現時点で把握よくできねえって話、再三しているわけで料金もわかんねえ。そこで、この議案84号の中にある貸付期間10年というのは何を根拠に10年なんですかね。10年経たずにやめるのか。10年以上越した時には、その先20年、せいけんなんか30年、20年なったりしてっけども、何らかの決め事があるって10年なのか。それとも事業計画の設定から10年なのか。10年以上また先に相談しべなっていう話があるって10年なのか。この貸付の期間、町有土地の貸付の期間がこれなんで10年なのか。この辺の説明なんかも10番の全体計画が見えねえと、あるいは経営計画も見えねえと、あるいは先が見えねえと、わかんねえというのと同じで、これもひとつわからないので教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 貸付期間10年間ということでもありますけども、これはあの、何らかの法令規則で定まっているものではございません。類似施設に倣ってということで、あさくさホーム10年であります。これをあまりにも短くして、例えば一年にしますと、事業所の方も不安定な、次年度貸してもらえないかもしれない可能性もある。そういったよう

な状態で土地を借りて上物を整備することは、なかなか、これは踏み出しにくいということで、だからといって30年、30年後がどうなっているのか見通しにくいということもありまして、10年一区切りといったような形である程度長期的に見据えて事業展開をできる期間で、さらにはその、あまりに長すぎて、その先、思わぬことが起きることのないよう、10年一区切りと、そういった考え方でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） いやあの、わかんだよな。包み紙の全体像はわかんけど、であるならばや、10年なら10年、これはあの、ひとつの、何らかの規制があって10年ではなくて、類似施設で10年だっていうならば、類似施設はそれなりにその、全体像があって、全体計画があって、経営計画があって、料金もわかっている、皆さん、ここにいる人たちがそこら辺のことわかっている、そうなんだっていう、これだっておそらく、そこら辺の説明がよくあれば、ああそうかそうか、わかったということになるんだけど、その、さっきあの、11番さんが言われたけど、料金の問題にしたって、こんなこと、後で資料で出せなんて言わなくたって、いまどき、ラインでもメールでもあるし、電話かけてもよかべし、なんで、それ以前にもっとよく説明しねえのかなっていうのがひとつ疑問があるんで、なんで10年かという話になったわけです。少なくとも、さっき山岸さんのおっしゃったことぐらいは、わかりませんか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 決して隠し立てをしているつもりはありませんので、出したくないわけでもございません。ただ、今把握をしておりませんので、先ほどご提案いただいたように確認をさせていただいて、後でお示しをさせていただければありがたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 暫時、休議します。

休憩 午後2時31分

再開 午後3時05分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 説明不足ということであの、余計な時間をお取りいただきまして、大変失礼いたしました。

資料の準備をさせていただきましたので、資料配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 大変失礼いたしました。

今ほどお配りしました資料の中身につきまして説明をさせていただきます。

（１）すみれ荘。以下、四つほどの施設の、これは入所者の負担金額について記載されてございます。参考にしますのは（１）のすみれ荘。一番上の施設であります。こちらにつきまして、（１）から（６）までの内訳によって個人負担、自己負担があるということでありま。まず家賃ですが、新しく造る今度の施設につきましては、家賃２万円を想定をしているというところではありますが、２分の１は国補助があるということで自己負担はここと同額の１万円。光熱水費が月額５，０００円。それから（３）の食材料費、朝・夕、月額２万円。昼食１回につき３００円ということであります。ちなみにあの、この施設としましては生活の場ということで、日中についてはじねんとで、地域活動支援センターじねんとで生活をして、活動をして、それで夕方に帰ってきて泊まって朝までいる、そういったような施設になってございます。それから（４）番、燃料費、月額１，０００円。（５）電話料金、月額１，０００円。（６）日用品等、月額３，０００円と、１から６までを合計しますと月４万円ということで、月額の個人負担４万円といったような形になっておりますので、これとほぼ同程度ということになろうかと思えます。それからあと、一番下の欄外に給付費月１２万円と書いてございますけども、この１２万円については、運営をしております南陽会のほうに生活援助という形で一人当たり月額１０万から１２万円の範囲の中で給付がありまして、これについては課税世帯については１０分の１負担、非課税世帯は自己負担ゼロということでもありますので、課税世帯の場合であって一番高い１２万であったとすれば、先ほどの４万と、これの１０分の１の１万２，０００円。これを足した５万２，０００円が最大の金額ということになります。非課税世帯については給付費の負担はありませんので４万円というような

形になります。こういったような内訳でございまして、先ほどは大変失礼いたしました。この後、関連の予算の議案のほうもお願いをしておりますので、併せてよろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） 今、資料の説明受けました。すみれ荘の例をもってして、聞き漏らしたのか、さっき、家賃としてこのすみれ荘は1万ですが、今建築中の部分のこまどり荘ですか。これは家賃2万円と言ったような気がしたんですが、2万円だと合計すると4万ではなくて、こまどり荘の場合は5万円になるということ

[発言する者あり 聴き取り不能]

○2番（大塚純一郎君） そっか。

それでは、もう一つ、このこまどり荘の先ほどまでの説明の中で、3,000万の、今回、町から建物建設補助金を出すというような説明だったと思いますが、この建物の建築費の合計額、私聞き漏らしたのか、ちょっとメモしてありませんので、その建築費の合計額を教えてくださいたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 建物の事業費ということでございます。大変申し訳ございませんでした。担当委員会のほうには説明をさせていただいておりましたが、この場では説明はまださせていただいておりませんでした。事業費であります。建築工事と外構工事。施設整備に係る部分全体で約7,000万円ほどになってございます。そのうち県補助の内示額といたしまして、国・県分を合わせて1,539万9,000円の内示がきております。全体事業費の7,000万からこの補助額を引いた金額、補助残ですね、いわゆる、その補助残の2分の1を町としては支援をさせていただきたいということで、その金額は2,730万円という金額を予定してございます。ちなみに、この財源につきましては、先ほど過疎計画のほうに追加をさせていただきましたけれども、過疎債を充当をさせていただいて交付税の対応をやらせていただければと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 予算の中にも出てきますので、そちらのほうでしっかりと審議をお願いいたします。

ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この利用料の関係なんですけれども、一つは、この利用料そのものについては、南会津会で決めるのか。町の条例で決めるのか。それとですね、この利用料にあたって、例えば朝食・夕食代とか、宿泊費、これでいけば家賃ですが、例えばあの、介護保険、それから医療費の中での入院費用など、どんどん国の基準で福祉関連のところですね、自己負担が多くなってきているというのが実態あります。そういう点では、それと同時に、介護施設の中でも本人の介護度によって食事の金額が違うというのもあって、どんどんこの、福祉政策のほうで国が後退して、個人負担を多くしていくというような流れになってきてますので、そういう意味ではこれらの金額について、例えば食材についてはこれ以上上げないという保障があるのかどうなのか。それと同時に、町独自として軽減措置の、もう、これらの入所者に対する軽減措置も今後とっていくような方針があるのかどうか。というのは、これ18歳以降ですと、普通であれば働いて、面倒を看てきた親のほうで負担がなくなる。あるいは同居していれば子どもさんが家にお金を入れるというような状況になりますけれども、こういう状況におかれている人達というのは、やはり面倒を看ていかななくてはいけない。そうすると、年老いた親が子どもも心配もしながら、場合によっては自分自身も、親も、介護の面倒を看ていただくというようなことになれば、本当に大変なことに生活、親もそうですし、子どもさんもそうですし、大変な事態になると思うんですね。そういう点では非課税の方の負担なしと。しかし、一定の住民税や所得税の負担がある場合は、この金額が生じるわけですから、そういう点での、町としてこの支援策を検討する必要があるんじゃないかというふうに考えてますけど、その辺のこれからの持っていく方について、どうお考えかお尋ねいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） たしかにあの、今ほどご意見いただきましたように、実例としてその親は要介護になって、残された子どもは障がい認定を受けているといったような家庭も実際ございます。そういった場合、様々なその支援制度、地域包括支援センターなどが中心になってサポートをしているような実態がございます。であの、利用料につきましてでありますけれども、これは給付費の単価については国のほうで定めております。それから家賃等については、これは施設の運営者であります南陽会のほうで定められております。ちなみにあの、高齢者、認知症のグループホーム、小林にございますけれども、あちらについては

通常ですと自己負担10万円程度かかるといったようなことで、なかなか容易でない。そういった実態を踏まえて、施設整備後、その後、検討の結果、町からその一部補助を行っているような経過もございますので、この件についても、認知症のグループホームに比べると自己負担は低いわけではありますので、今の段階でその支援が必要かどうかという判断には至っておりませんので、状況を見ながら判断をさせていただければと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 尚、予算審議の中でいろいろと検討いただけますので、この点について、財産の貸付についての案件について質疑をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 俺、何回残って、あと1回。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目です。

○1番（酒井右一君） 3回目。

財産の貸付について、貸し付けるわけで、10年というその貸付期間。期間はこれは数字ですので10年なんだろうと思います。それで、3点ばかり、この資料から聞きたいことが出てきたんですが、この資料そのもの、今配付された資料、これ、何の、何の21ページなのか。

それからあの、これはともかく、心配なのは、山岸さんもおっしゃいましたが、ここに入所される方、何年間という期限がなければ、ひょっとすると終の棲家になるんじゃないかなというふうに考えます。そうした際、10年の貸付ですとか、あるいはその、親が亡くなった際、その方はそこが住居になってしまうのではないかな。そういった検討はされたのかどうか。それを二つ目としてお伺いしたい。

あとなんだっけな、それからあの、給付費と、それから月額4万円ほどの、合わせて5万2,000円ということだそうですが、これであの、日中、じねんと等に行って、あるいは労働というような格好になって、収入があった際には、そういった就労をしてここに入居しておられる、そういった施設なのか。この3点をお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） まず、この資料については、南陽会のほうの施設の利用を定めた要綱のページになっております。

それからあと、終の棲家とならないかというところでありましてけれども、その方の健康状

態によるわけではありますが、突然の場合もありましょうし、そうでなければ、大体的場合は医療行為が必要な状況になられる方がほとんどでおられますので、医療機関のほうに入られる。その結果、残念なことがあれば医療機関のほうでという形が一番多いのかなというふう
に想定をしております。

収入があつてということでもありますけども、それについては、できれば施設だけということではなくて、地域社会の中で活躍をしていただいて、その結果、何らかの報酬を得ていただくというのは望ましい形でありますので、そういった方を排除するということは、この施設の入居条件にはなっておりませんので、そういった心配はないというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第 8 4 号 財産の貸付については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 8 5 号の上程、説明、質疑

○議長（齋藤邦夫君） それでは、日程第 1 4、議案第 8 5 号に入ります。

平成28年度一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

尚、議案の説明については、続いて各課長、順次お願いいたします。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第85号 平成28年度只見町一般会計補正予算（第4号）を説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,374万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,505万1,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正は第2表によって説明いたします。

ページをめくっていただきまして、4ページでございます。これが地方債補正でございます。左側が変更前、右側が変更後で、それぞれ公共事業等債、過疎対策事業債の総額がそれぞれ増えてございます。追加といたしまして一般補助施設整備事業が追加で載っております。

あとは7ページから歳入の内訳について説明いたします。

分担金及び負担金ですが、まず分担金の116万8,000円は国の補正予算によりまして配分のあった農業用施設改修工事に係る受益者負担分でございます。それから国庫負担金につきましては、それぞれの給付費の見込によるものでございます。それから国庫補助金につきましては、経済対策としての臨時福祉給付金、一人当たり1万5,000円ということでここに挙げてございます。障がい者関係は訪問入浴サービスの国費分でございます。農業基盤関係でございます。これにつきましても国費分の55パーセントでございます。次、8ページをご覧ください。教育費、国庫補助金ですが、これは旧五十嵐家住宅の修繕に係る部分でございます。その下の商工費補助金につきましては、従前、県費の予算で議決いただいておりましたが、今回、国費への振替になるということと、8万9,000円ほど増額となりましたので、県費から国費の振替、合わせて8万9,000円の増額をお願いするものでございます。県負担金につきましてはそれぞれ、国保給付費の見込、介護給付費の見込、障がい者給付費の見込でございます。県補助金につきましては微減でございます。ご覧をいただきたいと思っております。県補助金は、多子世帯は第三者の軽減分の見込でございます。それから商工費は先ほど申し上げました県費からの振替でございます。それから県委託金は人権

啓発関係。それから基金運用収入は利子収入の見込でございます。そして10ページでございます。これは教育基金の繰入戻しでございます。雑入が訪問入浴サービスの利用者負担金。そして町債が、まず民生債。これがあの、先ほどらい、今ほど議決いただきましたが、お質しいただいている障がい者グループホーム整備事業ということで、過疎対策事業債として2,730万円お願いしてございます。その下が公共事業等債でこのような内容でございます。そして、一般補助関係は農地関係の起債をお願いしてございます。

以下、説明申し上げます。

○総務課長（新國元久君） 11ページの歳出のご説明を申し上げます。

款の1、議会費であります。まず職員手当等ということで、ここに先ほど可決をいただきました議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例に基づきます期末手当の差額の合計をお願いしてございます。職員手当につきましても、先ほど可決をいただきました条例に基づきます勤勉手当をお願いしてございます。以下、総務費から各款、そして今後お願いをいたします、審議をお願いします各特別会計に亘りましても、ただ今可決をいただきました条例に基づきます給与の差額等々お願いしてございますので、お含みおきをいただきたいと思います。議会費の旅費、交際費、需用費、委託料、使用料及び賃借料ということで若干の増減をお願いしてございます。これにつきましては11月までの執行。そしてそれを勘案しました年度末までの執行見込による増減の補正をお願いしております。

続きまして、11ページ下段の総務費であります。総務管理費、給料であります。特別職給料ということで433万5,000円の減額をお願いしてございます。これにつきましては副町長の給料11月分相当額までを減額をお願いしてございます。職員手当等、給料、戻りましてそうですが、年度末までの見込ということで減額をお願いしてございます。

12ページ中段の需用費、印刷製本費であります。これあの、例規集の加除の分でございます。12月会議、様々、議決をいただきまして、この追録、見込を立てますと78万円ほど不足が生じる見込みということで今般、お願いをするものでございます。役務費につきましては、これもあの、執行実績に基づきまして年間の郵便代等々、試算をいたしましたところ、60万円程度の不足が生じるのではないかとということで年度末までを見込んだ増額の補正をお願いするものであります。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 続きまして、総合政策費でございますが、人件費は育休職員の関係で減額でございます。13ページの補助金、住宅用太陽光発電システムにつきまして

は、残念ながら今年度は応募がございませんでした。昨年度は、尚、1件でしたが、今年はありませんでした。

それからユネスコエコパーク推進費につきましては、学術専門員を求めておりましたが、残念ながら応募がなく減額するものでございます。社会保険料につきましては、ブナセンター指導員の不足分、足りなかった分を今回お願いするものでございます。電話料につきましては田子倉館の分でございます。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 続いて、只見振興センター費です。賃金につきましては引っ越しに関わる作業員の分で、延べ20名をお願いし、18万円の追加をお願いします。需用費、消耗品についてですけれども、調理器具のIH化や引っ越しに関わる各種資材、座布団等の新規購入等で112万6,000円をお願いしております。役務費についてですが、ピアノを新しい施設に移設するためのもので10万円ほどをお願いします。8節、備品購入費についてですけれども、施設のカーテンや暗幕、長椅子、長机、椅子、掃除用具入れ等、新しいセンターの備品購入に伴うもの、及び保管庫やボードを含めまして1,930万円ほどをお願いします。尚、和室の座机や事務室の棚など、可能な限り現在使用中のものを活用する計画であります。

○朝日振興センター長（五十嵐一彦君） 朝日振興センター費です。こちら、臨時職員の賃金。それから共済費の減額ということで、4月から応募を、お待ちしておいたんですけれども、応募がなかったということで今回減額させていただくものです。

○明和振興センター長（横田雅則君） 続きまして、14ページ、明和振興センター費でございますが、報酬につきましては今年4月より地域おこし協力隊ということでお願いしておりますけれども、4月の半ばからの採用でございましたので、そちらのほう含めての減額分でございます。あと賃金につきましては臨時職員、募集しておりましたが、4月の1日からは対応できませんでしたので、6月からということで、そちらの分の減額のほうをしております。あと備品購入につきましては庁用備品関係。こちらのほうは購入した分の差額という形でございますし、また事務用品の関係につきましては地域おこし協力隊用のパソコン、購入というようなことで考えておりましたけれども、対応するパソコンのリースがありましたので、そちらのほうで対応をいたしました。あと負担金、補助金及び交付金につきましては地域づくり交付金のほうが決定しておりますので、そちらのほうの残ということで今回減額しております。

○町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、中段の交通安全対策費でございます。運転免許証自主返納者報償費として50万円、10人分でございますが、増額をお願いしております。当初で25人分をお願いしておりまして、11月末までで16人の方が返納されております。残りが6名ということで、昨年の12月以降の実績では16名の方返納されておりましたので、10人分を今回増額をお願いしております。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 続きまして、財政調整基金費並びに諸費につきましては基金利子の利子収入の積立金でございます。

○町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、15ページの徴税総務費でございますが、給料、職員手当、共済費について、当初の段階で育児休暇職員分1名分をみておりましたので、その分の減額と、併せまして係の県の人勤による関係でございます。それから賦課徴収費につきましては申告受付支援システム改修委託料ということで49万5,000円をお願いしております。こちらにつきましては、マイナンバー制度の対応に係ります申告受付支援システムの改修費用となりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらにつきましては県人勤による増減額になります。

○総務課長（新國元久君） 16ページであります。総務費の項の5、統計調査費であります。これもあの、可決をいただきました職員の給与に関する条例に基づきましての増減、そして年度末までの見込による補正をお願いをするものであります。

○保健福祉課長（馬場一義君） 続きまして、16ページの中断から下になりますが、民生費、社会福祉総務費からになります。報酬については実績に基づく精算でございます。それから給料、職員手当、共済費。こちらにつきましては人勤に基づく補正を入れさせていただきました。7番の賃金であります。賃金、それから費用弁償でございますけども、臨時雇職員賃金の不用残見込があるということで減額をさせていただきました。次の17ページにまいりまして需用費、役務費の消耗品、通信運搬費ですが、これは後ほど出てきます臨時福祉給付金の事務費分でございます。それから19の除雪支援保険事業の除雪機整備補助、実績により不用残の減額187万2,000円でございます。扶助費、臨時福祉給付金1,687万5,000円。こちら国の補正予算によりまして、国の経済対策として非課税者一人当たり1万5,000円の給付が決まりましたので、今回、それを入れさせていただきました。繰出金については国保事業会計の積算に基づいた繰出金額となっております。

老人福祉費の賞賜金。どちらも事業完了して精算でございます。それから委託料。上二つの減額につきましては、こちらは精算であります。それから高齢者生活福祉センター運営委託。こちらは今後の収支見通し、算定をしまして、不足と見込まれる分の140万円ほど減額をお願いしてございます。次の18ページにまいりましてバス使用料。こちらも事業完了による不用残でございます。扶助費。同じく寝具洗濯乾燥費。こちらも事業完了による不用残であります。

障がい者福祉費、委託料として訪問入浴サービスの委託20万円。こちらはこういった新たなサービスになりますけども、こういったサービス必要とする方が町内におられますので新規のものでございます。それからその下の補助金であります。先ほどの議案の中でもいろいろご議論いただきました障がい者グループホームの整備のための町支援として国・県補助の補助金の2分の1、2,730万1,000円ほどの補助金を計上させていただきました。扶助費。それぞれの項目に従いまして、実績と今後の見通しに基づいて増額をお願いしてございます。

老人保健費については訪問看護ステーションの運営費減額分の繰出金の減であります。

在宅介護支援センター費。給料、手当については人勤に基づくものでございます。

次のページ、19ページ、介護保険費。こちらも介護保険事業特別会計の算定に基づきまして、給付費の減、その他、人勤に基づく給与費等の増を補正を入れてございます。

児童福祉費の児童福祉総務費でございますが、放課後児童対策等委託料。こちらについては事前協議調整の中で行程の見直しをさせていただきましたので減額という形になってございます。19の多子世帯の保育料軽減事業。対象者の変動がありましたので増額をお願いしております。扶助費のすこやか激励金。事業完了による不用残でございます。

只見保育所費。給料、手当。人勤、その他に基づくものであります。次のページの20ページも同様であります。それから11の賄材料費。若干の不足が見込まれるということで増額をお願いしてございます。

朝日保育所費。給料、手当、共済費。それぞれ人勤に基づくものとなっております。

明和保育所費。給料、手当、共済費。人勤、その他、変動要素によるものの増減でございます。

次の21ページにまいりまして保健衛生総務費でございますが、給料、手当、共済費。こちらも先ほどらい出てます、人勤に基づくもの。その他の補正を今回お願いしてございます。

予防費。管理用備品 33 万円。これは県の新規の補助事業、28 年度新規事業でフッ化物洗口事業。虫歯予防のためのフッ化物洗口事業。こちらの事業実施のため保管庫、冷蔵庫を整備をさせていただきたいというものであります。

○環境整備課長（酒井恵治君） 次、3 目、環境衛生費であります。職員手当、共済費。人勸に関わるものでございます。

○農林振興課長（星 一君） 21 ページ、農林水産業費であります。農業総務費は給料から 22 ページの共済費まで、県人事委員会等に関わるものでございます。6、農地費でございますが、工事請負費、農業用施設新設改修工事であります。こちら、国の補正予算を活用して工事を実施をしようというものでございます。2,455 万円。実施個所につきましては塩ノ岐地区、芦沢から柳原へ水管橋を通しての工事。あと檜戸地区の排水路改良と梁取のポンプ場の建屋の改修を予定をしております。19 の負担金、補助及び交付金でございますが、県補助整備事業負担金。こちら補完工事追加に伴う増でございます。土地改良区運営補助金 500 万減でございますが、職員の退職等に伴いましての実績見込み減でございます。

項、林業費でございます。林業総務費。こちら、人勸に関わるものであります。18 備品購入費でございますが、GPS 測量機器を購入をいたしました確定減でございます。19 の補助金。鳥獣被害防止総合対策推進補助金でございますが、防護柵設置補助金に係るものでございまして、今年度、執行見込なしということで減額をさせていただいております。林業振興費でございます。報償費。こちら、モニタリングサンプル採取謝礼ということで、当初予算時は町が主体でサンプルを採取をして謝礼を支払うというような予定でございましたけれども、こちらにつきましては県が直接事業で森林組合委託事業で実施をするということが決まりまして、総額 81 万円の減ということで今回、全減させていただいております。林道費でございます。こちら、職員手当等につきましては人事委員会の勧告に伴うものでございます。賃金から原材料費まで。こちらにつきましては減額は林道の春先除雪分で予算を措置させていただいたものでございますが、浅雪等による確定減でございます。備品購入費につきましては公用車を購入をいたしました残、確定減でございます。治山費でございます。工事請負費 17 万 4,000 円の減でございますが、こちら、事業実施を完了いたしまして確定減でございます。補償、補填及び賠償金でございますが、執行なしということで皆減、全て減でございます。よろしく申し上げます。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、24 ページの商工費のほう説明申し上げます。

1目の商工総務費であります。給与から共済費に係りますものについては給与改定によるものでございます。2目の商工振興費であります。13の委託料です。これにつきましては緊急雇用創出事業の委託料8万9,000円増となっております。歳入でも説明あったように国・県財源の移動によります増額でございます。それから19の負担金、補助金、交付金であります。U・Iターン等促進助成金を150万お願いしてございます。これにつきましては当初120万ということで12名の想定をしておりましたが、対象者が増える見込みであります。よって不足する分につきましてお願いするものでございます。3目の観光費であります。観光費につきましても4の共済費、それから7の賃金であります。臨時雇賃金の11月までの減額を整理するものでございます。9の旅費であります。普通旅費として14万5,000円お願いしております。これから冬の冬季イベント、それから東武線、会津リパティの歓迎イベント。そういったものが増えてまいりますので増額をお願いするものでございます。それから4目のふるさと交流費であります。旅費として19万3,000円減額ということでふるさと大使の一部事業が完了しましたので整理するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

- 環境整備課長（酒井恵治君） 次、25ページ、土木総務費です。給料、職員手当、共済費の中の職員共済費につきましては人事院勧告に関わるもの。社会保険料、賃金、臨時雇賃金につきましては災害等の発生に伴う緊急事業に対応するものでございましたが、幸いにも災害発生しませんでしたので減といたします。

次の道路新設改良費につきましては、これも人勸に関わるものでございます。

- 町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、26ページの非常備消防総務費でございます。給料、職員手当、共済費につきましては県の人勸によるものでございます。報酬の出動手当、需用費の食糧費、委託料の健康診断委託料、使用料及び賃借料のバス借上料につきましては、消防ポンプ操法大会が実施されまして、その実施後の不用分ということで合計で27万円ほど減額しております。工事請負費につきましては只見振興センターの新築に伴いまして防災用無線LANネットワーク整備工事ということで491万4,000円をお願いしております。デジタル簡易無線設備工事につきましては俎倉山に設置したアンテナの工事の実績による減ということで4万3,000円の減。備品購入費のデジタル簡易無線機につきましては各集落の避難所に配置しておりますデジタル簡易無線機32台購入しまして、その実績によ

る減でございます。

○教育次長（増田 功君） 27ページ、教育費、教育総務費でございます。2目の事務局費。給料から共済費につきましては人勧に伴うものでございます。報償費、旅費につきましては、これ公営塾の分ですが、こちらのほう委託事業となりまして不用となりましたので減額するものでございます。11 需用費ですが、燃料費につきましては地域おこし協力隊の公用車の燃料代でございます。15 工事請負費、教員住宅改修工事の減額でございますが、こちらのほう、宮前住宅、結露防止対策をしております、そちらのほうの事業確定による減額でございます。25 積立金につきましては教育施設等整備基金利子収入積立金の31万3,000円でございます。5 奥会津学習センター、5目のセンター費でございます。委託料、奥会津学習センター整備工事監理委託料。こちらのほう、契約をいたしまして、その残でございます。その分の100万円、約100万円の減額でございます。28ページ、工事請負費。ただ今、建設をしておりますけども、503万1,000円の増額でございます。こちらのほう、生徒の居住性の向上のための吊戸棚を増設、便器の洗浄機を付加するもの。そして既存の防犯灯の街路灯がございますが、そちらのほうを移転するものでございます。また、施設内の掘削時に地下埋設物が露出し、支障となったためのコンクリート構造物の撤去等の分の増設、増分の工事費でございます。18 備品購入費、庁用器具費でございますが、こちらのほう、工事を今、既存のと新設の暖房工事も行いますが、既存施設ですね、1ヶ月ほど使用ができなくなりますので、そちらのほうファンヒーターで25台で対応したいということでございます。こちらのほう、工事が終了後も各学校、福祉施設での緊急用のファンヒーターとして使用していきたいと思っております。

教育費の小学校費。1 学校管理費でございます。修繕費につきましては小学校のFF暖房機修繕の対応分でございます。これから冬に向かいます修繕が見込まれるため増額するものでございます。原材料費につきましては砂の購入を予定しておりましたその分の残額でございます。2 教育振興費でございます。こちらのほう、4の共済費、そして報償費でございます。こちらのほう、8の報償費でございますが、非常勤講師の手当が該当しなかった分での減額でございます。それに伴う共済費等の非常勤の講師に伴うものでございます。14 使用料及び賃借料につきましては借上料。こちらのほう、宿泊体験事業を行ってございましたけれども、スクールバス対応ということでの減額でございます。扶助費につきましては実績見込みによる減額でございます。

29ページ、中学校費、1学校管理費でございます。11需用費でございますが、暖房機の緊急修繕対応分ということでお願いするものでございます。原材料費については、やはり砂の減額でございます。2教育振興費でございますが、4共済費、賃金につきましては、町雇用の英語指導講師でございますが、こちらのほう、1学期は雇用できたんですけども、その後、雇用が、応募しましたけども対応できませんでしたので、その分の減額でございます。特別支援教育支援員の賃金につきましても1名雇用対応できなかった分での減額でございます。扶助費につきましては準要保護生徒の就学援助金についての実績見込みによる減額でございます。3中学校費の委託料でございますが、草刈り業務。既に終了したものの精算でございます。

中ほどにまいりまして、社会教育費。社会教育総務費でございますが、共済費、賃金につきましては、賃金は当初、臨時職員を予定しておりましたが、正職員が配置になりましたためにこちらのほう減額させていただきます。報償費につきましては社会教育指導員の初年度の6月の手当でございましたけども対象外のための減額でございます。続いて30ページをご覧くださいと思います。2目の文化財保護費でございます。先ほど歳入のほうでもございましたけども、工事請負費として国庫補助の事業の対象となったため、旧五十嵐家住宅でございますけども、そちらのほうに説明用の看板を設置するものでございます。こちらのほう国・県の補助でございます。18備品購入費でございますけども、こちらのほう、旧朝日公民館の民具収蔵庫について、文化庁の文化財調査官に診ていただきましたところ、湿度と温度の測定器をここに配置して、しっかり管理してほしいということで、その器具を購入するものでございます。3目の考古館費でございますが、既に閉館いたしましたので事業確定による報償費の減額でございます。

保健体育費。保健体育総務費でございます。旅費、そして使用料及び賃借料。こちらのほうはスポーツ推進員の研修のための予算でございましたけども、今年度実施できませんでしたので減額いたします。2目、体育施設費。こちらのほうは町民プールの管理費でございますが、もう既に町民プール閉鎖しておりますので、それに伴う減額でございます。

○農林振興課長（星 一君） 31ページにまいりまして、11款の災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費であります。3目、林道過年災害復旧費。賃金、40万円の減ということで、臨時雇職員賃金のものがございますが、雇用実績見込みに基づきまして減額をお願いするものでございます。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 以上、説明させていただきました予算を編成したうえで、予備費444万1,000円を増額し、8,048万2,000円としたところでございます。

○総務課長（新國元久君） 続きまして、32ページ、ご覧をいただきたいと思います。給与費明細書になっております。32ページは特別職の方々の給与費明細。そして33ページは一般職の給与費明細となっておりますのでご覧をいただきたいと思います。

以上、一般会計補正予算、ご説明を申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 11ページの下段なんですけども、提案された説明を聞いておりますと、今回はほぼ整理予算かなと、減額の、三角の減額は項目ごと見れば整理かなと思った中で、今申し上げました一番下段の総務の管理費であります、この説明を聞いておりますと、約920万が減額されている内容は、特別職の副町長の給与あるいは手当、共済ということで920万減額されておりますけれども、菅家町長は、16日に初登庁されたわけであり、19・20日、今日と4日目でありますけれども、この予算書は私どもに13日の日に、本会19日ですから1週間前の13日に届いておりますが、副町長の報酬を全額落とされております。これはあの、13日に届いて、今日は21日の中での提案されたわけですが、一口に言って、町長に、当選証書をもってから町長になられたわけなんですけども、初登庁は16日だが、この間、町長に、この12月会議の中での副町長の予算減額は、何らかのやはり、町当局の政策課長なり総務課長が協議されたのかなと。だとすると、これを落とせば、3月までは副町長の選任はないのかなと思いますけれども、通年議会でありまして、新町長としては何の話もなく、この予算書が出して、そして淡々と総務課長なり企画課長が説明されたことに対して、町長はどのような気持ちでおられるのかなと思って、気になったもので質問したわけでありましてけれども、減額されれば3月まで副町長の選任はないのかなと。それまでじっくりと考えながら副町長をつくられるのかなというふうに思ったんですが、これについて、町長でもいいが、提案者、提案されたのは町長ですけども、どちらでもいいが、この経過をまず聞いてみたいなというふうに思うんです。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○9番（鈴木 征君） 協議されたのかどうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ご説明を申し上げたつもりでございましたが、丁寧でなく申し訳ございません。副町長の分につきましては、経過をいたしました11月までの相当額を今回減額をさせていただいたということでありまして、その分はご了解をまずいただきたいと思えます。以後の分につきましては、そういったことでもありますので、この額はそういった内容であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございますか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） まず14ページの地域づくり交付金がこれ減額になっておりますが、この減額について云々ではなくて、この地域づくり交付金。これ、制度設計されて3年が今年で経過しております。以前あの、一般質問でしたか、いろいろ、やりとりの中で、3年後、一旦検証して、より新たな交付金になると、要は見直しも視野に入れたようなご答弁が以前、総合政策課長からいただいておりますが、今、29年度に向けて、検証されているのか。されたのか。その辺の今後の考え方をひとつお伺いします。

2点目はですね、24ページ、負担金、補助金、U・Iターン促進助成金150万円の補正。これ、ちょっと委員会で課長、説明されたと思っております。ちょっと記憶がないものですからもう一度確認であります。当初12名ということで、今回の補正後、総数、何名になるか。もう一度、ちょっと教えていただきたい。

それとですね、27ページ、公営塾の補正ありましたが、公営塾の現状をちょっとお知らせをいただきたいと思えます。

そして、28ページ、いわゆる工事費の学習センターの補正予算であります。これについて、先ほどの次長の説明、この前の委員会とちょっと違っていたように受け取っておりますが、もう一度ここの詳細をご説明いただきたいと。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） まず14ページの地域づくり交付金減額の絡みであります。補正予算提案の内容等は直接は関わりはないんですが、制度設計の話なので私から説明いたします。今ほどあの、10番議員のご質問につきましては昨日の一般質問の中で通告がございまして、町長から考え方を申し述べさせていただいたところがございますし、従前もご質問を重ねていただいておりますというふうに承知してございます。したがって、今回の地域

づくり交付金は一応、28年度でピリオドっていいですか、一応の3年間の期間は終わるわけですが、引き続き、地域づくりといいですか、集落活性化といいですか、そういったものとはとても大事なことでございますので、それは何らかの形でより充実を図って、改善すべきは改善をして、やっていくべき事業であるというふうに認識してございます。ただあの、昨日も振興センターのほうの権限移譲でありますとか、その使い勝手の問題等のご質問もありましたし、それについては内部で検討もしておりますが、尚、昨日の町長の一般質問に答える形で考え方を申し述べさせていただいておりますので、今後、早急に検討いたしまして新年度に向かって制度設計をして、改めて説明の機会をいただきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 24ページの商工振興費でございます。U・Iターン促進助成金の内容でございますが、これまで、当初12名を予定しておりましたところ、そのあの、具体的に申請相談、それから見込も含めまして総数27名を見込んでおります。よって、当初の12名から不足する15名であります、一人10万ということで150万願するものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 公営塾の現状についてお答えいたします。公営塾につきましては9月から課題解決型学習ということでスタートいたして、それ以後、月2回程度で実施しております。現在、参加者が3名でございます。この課題解決型ということでAO推薦入試にも対応するというので、この塾で受講した生徒で、勿論あの、高校のほうでの指導が中心ではございますが、AO入試に合格できた者が1名出たことは大変大きな喜びでございます。併せまして課題解決型学習と強化学習というものがあります。塾には。そして、その分については地域おこし協力隊で対応するというので、採用試験を終えまして、昨日から1名来てもらっております、1月下旬からさらに2名で強化学習のほうに対応してもらいたいというふうに思っております。そういったことで公営塾のほうの現状についてお答えいたしました。

もう一つ、工事、奥会津学習センターの整備工事についてのご質問でございました。委員会のほうで説明させていただいた内容と違うのではないかとございまして、今回あの、補正の内容につきましては、先ほど説明申しました吊戸棚等ということで説明させて

いただいておりますが、既定の予算の残額等があります。そちらのほうと合わせまして請負契約の変更について、後ほどになりますけれども、約750万の変更をお願いしたいというふうに考えておりますことを付け加えさせていただきます。この件につきましてですね、誠にお詫び申し上げなければならないというふうに思っております。当初の段階で300万の増額が見込まれたにも関わらず、議会、委員会、こちらのほうに報告が遅れましてこの時期になってしまうということについて深く反省いたしておりますし、速やかな対応が足りなかったというふうに思っておりますのでお詫び申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） まず最初に質問いたしました地域づくり交付金は了解いたしました。

U・Iターン、了解いたしました。

そして、公営塾の状況も今ご説明をいただきました。

それですね、学習センター事業というのは、たぶんあの、私が経済委員長をやらせてもらっている時、馬場次長の頃だったと思います。何パターンもテーブルに挙げて、この事業、どのような方向性が一番ベストかというようなことで、様々検討を重ね、今の方向性が決まり、そして現在に至っておるわけであります。そしてもう29年の4月ですか、来年4月には開所という、もうそこが決まっているわけであります。そういった重要な政策に絡む、これ事業でありまして、そこはもう動かしようがないわけであります。そういった中で、今、この補正、12月の補正でですね、その開所に影響がないのかどうか、まず、その点をお伺いしたいと思います。4月の開所に影響がないのかどうか。今の補正で。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） この学習センターの建設にあたりましては、議員各位のご理解をいただきながら進めてまいりました。そして、先ほど申し上げましたように、私の見識のなさというんですか、そういったところで報告が遅れたということについて、重ねてお詫び申し上げます。そして、進捗に影響がないのかというご質問でございますが、これにつきまして、今回の議決をいただければ影響なく、3月には支障なくできるというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） その委員会でいろいろ説明いただきました。それは、いわゆる建築確認申請でいろいろ問題点じゃないですね、直さなければならないところ出たと。それは設

計者云々という話もあったそうでありますけども、それは、あることだというふうなことで委員会でもいろいろ話が出てました。問題は今、次長おっしゃったように、6月ですか、6月にこのことが発生して、通年議会の中で9月、そして今、12月で、約半年経過したわけではありますが、要するにさっき申しましたのは、今の補正で仕事間に合うんですかということをお願いしたんですよ。今の補正で仕事が間に合うんですか。4月開所が間に合うんですかということをお聞きしたかったんです。

○議長（齋藤邦夫君） 次長。

○教育次長（増田 功君） 変更の部分がございました。そういう報告が設計者からありまして、その分について、私、建築に不勉強なものですから、通常の変更の範囲というふうには、通常といいますか、私のですね、認識…

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） すみません、あの、質問取ったようで。今、10番議員おっしゃられた4月に間に合うのかということについてのみお答えをいたします。月1回、定例の工程会議、私も出席させていただいております。それには建築、電気、設備の責任者全て集まりまして、工程をしっかり管理をして、今のところしか言えませんが、4月の開所っていうんですか、オープンには間に合う工程になっております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 私、担当委員会ではないんですが、うちの委員会に報告された折、これ、2回ありました。最初に説明された折ですね、ちょっとおかしいなというふうな感じがしたものですから、これは、当然なんか、今ね、説明に1番、委員会で説明された1番の部分、まったく今説明されなかったこと自体に、おかしいなというふうには、これ感じざるを得ません。これ、変更内容900万あるんですよ。委員会の方向、時のやつは。それで私、一番最初、委員会で指摘したのは、結局、教育委員会が仕様書を設計者に渡したものとまったく違う設計が上がってきたんじゃないかなという危惧があったものですから、結局、耐震満たしてない設計なんていうのはあり得ないはずなんです。そこをあの、まだ建築確認もしないうちに発注したと。後から建築確認でわかったと。わかったらば、わかった時点で、それが遅れたからごめんなさいという問題じゃないと思うんですよ。これ、入札、何社かかけられたと思うんですけども、これ、今後ね、こういうことやってると、入札、業者のほう

がね、あれですよ、安く入れれば只見の物件は取れるというふうな感じで、あとは請け差とか、後から変更で直してもらえると、そういうあの、業者にそういう感じ持たれますよ。おそらくあの、気の利いた業者だとそういうことやりますから。これ、気を付けないと、これ、後々ね、これ、全部、町、こういうことやってらっしゃるんだとちょっと問題だと思ったから、ペナルティーはどうですかという、あの、1回目の委員会に私申し上げたんです。それとあと、教育委員会の責任については、やはり相当これ、ありますよ。やっぱり。これはやっぱり、今、環境整備課長答えましたけど、やっぱり、課長に聞かれるとか、よくこのシステムを熟知してやらないと、これは後、これ、構造的な、設計の中の構造的な部分ですから、それがあの、満たされてない設計なわけですよ。だから、こういう設計業者になんで委託したのかということになっちゃいますよ。これは。だから、この辺はやっぱり重く受け止めてもらわないと、今後のことありますので、私、強く言ったんですけど、その時はね。だからその辺を、ただ報告遅れただけだからごめんなさいという問題ではなくて、やはりもうちょっと緊張感を持って、今までずっと、役場庁舎の件もこういう問題でやってきたわけですから、やはりもうちょっとあの、緊張感を持って仕事してもらわないと困るということで俺言ったわけなんです。だから、別にあの、俺、こんな状態で発注したって俺、業者のあの、肩持つわけじゃないけど、こんな状態で発注されたんでは、これ、たまりませんよ。これあの、基礎掘って、中からコンクリート出てきたとか、そういうことはね、変更の対象になりますし、そういうことはあの、たくさんあることなんです。これ、人間のやることです。ただ、その、設計出して、その設計図書がね、その、仕様書に合致してない、仕様書をそのまま発注したというのは、これは重い責任があると思う。だからその辺をやっぱりもうちょっと十分に心して仕事していただきたいと、そういう意味で申し上げたわけです。おそらくこれ、来春まで完成しないと、入れないわけですから、急いでいたことはわかるんですけども、それとやっぱり、結局、そうであれば、これ大事なことで、やっぱり今、謝られたけども、議会に対してね、せめて委員会ぐらいにはこういうことがあったぐらいは、やっぱり委員会だけでもいいですから、やっぱり説明すべきだと思いますよ。そうならば、こっち、みんな、そういうことかということわかりますけど、そしてこれ、隠れたような感じになっちゃうんだよ。これね。受け差が400万残っていたから、その分はここさ載ってこないわけですよ。だから俺、隠したよの感じの予算の提案では、これ、我々納得できない。だから、その辺はやっぱり、なっちゃってもう、かなりできちゃってますから、今さらそん

な、どうしろこうしろではないんですけども、それ、やっぱり心して、仕事に臨んでもらいたいという1点で質問しました。

教育長、いいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 今ほどあの、次長から経過を説明させ、それからあと、今、佐藤委員からご指摘をいただきました。今回のその増額になったということについての、その時点での対応。それから、今回の教育委員会の対応が今後に様々尾を引くという、今、ご指摘いただきました。そういう意味では、今回、私、教育委員会の中で今回の対応については重く受け止める必要があるというふうにご指摘いただきまして、本当にそのとおりだというふうに思っております。今回のことについて、今後どんなふうにするかということについても尚考えていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） そうしてもらいたいのと、私あの、金額で言ってるわけじゃなくて、そういうことなんです。結局、これ、相手はプロの設計屋ですからね。設計屋がね、構造計算、耐震の値間違っただなんていうことは、こんなのあり得ないことですし、それを確かめなかった発注者側も責任あるということなんで、やはり、ある程度この、設計業者にもペナルティを課すとか、それをやったほうがいいんじゃないかなというふうに思ったから言ったわけです。あの、強く指導したとか、強く文句言ったとかというのもなくて、あの、なんか、県に聞いたらよくあることだとか、という返事だったものですから、それでまたおかしいなと、そういうふう感じたんですよ。だからやっぱり、その辺はやっぱ、謙虚に対処してもらわないと、我々も、ちょっと、ね、信用できなくなっちゃうからお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 今、お話いただきました教育委員会のあり方、それから業者への対応というお話をいただきました。これについては町長と相談しながら、最終的に決裁を受けて対応したいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 今の問題に関連して質問いたします。

ちょっと問題の整理をしたいと思うんですけども、まず一番まずかったのは6月22日

の段階で建築確認を受けて、その際にもう既にわかっているながら、不具合がわかっているながら、その説明がなされたのがずっと後であったということと、あとはお伺いしますけれども、今回、この補正にあげた金額はもう工事施工されている部分に入っているのではないですかと。それであれば、今回、補正予算の了承を議会で得る前に、もう既に決裁はなさっているんじゃないかと。そうなってくると、まだ予算審議もなされていないお金を、議会を無視して先行して使ってしまったのではないかと。それがあの、私どもは議会を軽んじてみられているんじゃないかという、そういった考えがございます。

あとですね、通常ですと、請差内で仕事ができる場合はそのまんま、とった予算ですから予算内で執行できると思うんですけども、請差を超えると判った時点で、やはり、超えますよ、はっきりいった金額はつかめなくとも、超えそうだという予測はいくらでもたつんで、その時点で何故説明がなかったのか。その時点で請差超えそうですよ。細かい金額は後から報告しますと、そういった形で今回の工事が施工なされていけば、このように私達が質問することもなかったと思います。

あと設計のミスに関してですけども、これあの、実際問題、設計書のミスっていうのはあるんです。それはやはりあの、例えば測量屋さんの測量が間違っていて、施工業者がその現地を測って見たら、全然、縦断も横断も合ってなかったとかっていう、そういう問題も実はあるんですけども、そういった場合においても、その、設計者にはなかなかそのミスの追及っていかないんですよ。その設計したものを受け取っているわけですから、受注者である町が。町がそれに基づいて発注しているわけですから、その責任は通常工事の場合は全て町にかかってきます。それだけやっぱり町の監督責任というものは重いわけで、その段階でやはり今後、工事なされる場合には教育委員会だけでこれほどの重要構造物の対応ができるのか。その辺のところを今後どういうふうに考えていらっしゃるのか。そこら辺のことも併せてお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 今回あの、遅れましたことについて、状況を若干あの、説明をさせていただきます。6月の22日に確認申請が終わりました。その後、7月6日の日になりますが、先ほどあの、酒井課長からお話ありましたように、工程会議が行われました。その時点で、いわゆる増額になるという状況が業者からお話がありました。担当者は次長にそのことを報告するとともに次長から私に報告がありました。その時点で私の中で、こういった増

額について変更議決という想いのところにいかなかったという私の認識不足そのものであります。そういう中で、今回、非常に遅れた状況で議会のほうに、途中の説明もなく、議会のほうに今時期になってお話をしなければいけないという状況がありました。これが事実であります。そういう意味では先ほど、重く受け止める必要があるというお話ありましたけれども、まったくそのとおりでというふうに考えております。

それから、あの、もう一つあの、設計が出来上がって、それを教育委員会のほうで受け取りました。それが本当にきちっとした設計であるかどうかということ町として責任があるわけですので、そこで吟味しなければいけないんじゃないかというお話もありました。そういう点から申し上げますと、これは少し言い訳じみた状況になりますが、なかなかあの、専門的なスタッフもいなくて、ある意味あの、今までお願いしてきたキャリアのある設計事務所ということもあって、つい、出来上がったものが正しいという判断をしてしまった。こういったところが大きな私の判断の間違いであったというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 先ほどの、まだ議決事項でない部分、先行して工事をされているのではないかと質問に対する答え、まだいただいていないのと、それからですね、やはり今ほどおっしゃったように専門的な技術者がいない場合、いない場合、しょうがなかったじゃなくて、このいない場合というのを、今後なくさなきゃならないと思うんですよ。例えばこれ、設計の段階のチェックがなされていなかったというだけの問題ではなくて、これ、施工の段階で、施工業者の施工方法が間違っていた場合、ちょっと間違っただけ、施工業者のほうで専門用語でごまかしてくる場合とかもあると思うんですよ。そういった場合のチェックが、じゃあ、誰がするんだといったときに、言いくるめられちゃって、ああそうか、そういうものなんだというふうに納得する、言い方悪いですけど、納得した場合だってあるかと思うんですよ。ですから、そういうふうなこともないように、ちゃんとした優良な製品をつくらせてもらうためにも、やはりその管理体制はしっかりしたものを今後考えて建築していかなければならないと思います。その辺のところ、町長さんの考えも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 次長。

○教育次長（増田 功君） 大きな変更がわかった時点で報告をしなければならなかったというのは本当に申し訳ないと思っております。何度も申し上げます。結果的に予算のないとこ

ろでの施工というふうに、なるというふうに思いますので、

〔「はっきり言え。はっきり」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（増田 功君） 結果的に予算のないところでの執行ということに、工事ということになるというふうに考えます。この点について深く反省いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 6番議員、7番議員とも、私と同じ人類だと思って重く受け止めました。確かにお二人の議員言われるそのものでございます。今、次長も言いましたように根幹に関わる部分、微小な部分についてはそれほどでもないですが、根幹に関わる部分につきましては、やはり、担当委員会にまずご説明をして、そして状況を把握してもらおうと、理解していただくというのから始まるのではないのかなというふうに思います。

そしてもう一つあの、変更分、この500万の、今回503万1,000円ですか。その変更分については居住性の向上、今あの、作業中でありますので、トイレのウォシュレットとか、そういうものはまだ施工はしておられませんし、棚につきましても、本当に施工したのかしないのかということになると微妙ですけども、その部分につきましては、こういう変更、予算の増をお願いしてやりたいということを業者と、施工者と発注者で話し合っておるところでございます。補正の今回、この今説明した補正の中には、これからやる居住性の向上。それから電気設備。その部分のみでございます。あと残っている分、既定予算残っておりますので、それと併せて、この後、別な方法をお願いをするということがございます。そして、一つは、議会の議決の云々ということがありました。非常に微妙なところでありますけども、100分の5、それ以外の縛りで300万の増減ということがございます。それを一つをとって、もし、単体で300万以上出たら、これ、やらなければならないということになります。そうしますと補助事業等もありますので、上級官庁との協議。そして、それを受けての設計。そしてその後、仮契約、議会の議決ということになります。その間、工事を一時中止ということをしなければなりません。そうしますと、会社の工程が狂う。そして工期も延びるということ。そして作業員の仕事がなくなるということで、工事のストップがあります。そしてその後、今は工事を中止するのは発注者側から書類で中止するということですから、その中止費用、再開する費用というものがかかってくるようになります。しかし、これがあるからといって、今の説明、先ほどの説明が全て良かったのかということではありません。最初に戻りますけども、6番議員、7番議員がおっしゃった根幹に関わること

の説明をよくしなかった。これは本当に、発注者側っていうか、執行者側の落ち度でありますので、私もこれを教訓にして、この後、こういうことのないように努めていこうと私も思っております。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

町長。

○町長（菅家三雄君） 私も経過等、そう多くは確認はしてないんですが、私が考えますには、きちんと条例規則に基づいて手続きを踏んでいなかったのが一つあるのかなという気がします。本来、7月の時点で変更契約をして、その分の県からの指摘のあったものを修正して契約するのが大前提だったのかなと。そして今は4月に合わせて備品の追加分といいますか、完全に子ども達のための生活を良くするための分で500万なら500万を追加をして、3月いっぱいまでかけてやって、4月には子どもを受け入れるというふうにもっていけば、皆さんの理解も得たんじゃないかと思います。ですから、この後の対応ということにつきましては、やはりあの、全て行政のやることは、法令で縛られてはいるんですが、そのことをきちんとかう、職員みんなが理解し合いながら、それに沿ってやっていって、そして急な場合、災害とかっていう場合、条例規則をやっていると間に合わない場合があります。それは事前に議会と協議をしながら、その次の議会で整理するというような方向性を持ちながらやっていれば、このような形にならなかったのかなという考え方をちょっと持ちましたので、その点については今後あの、しっかりと指導しながらやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） すみませんあの、ちょっと、私もあの、整理したほうがいいかなと思いますので、口を挟ませていただきます。

今、町長おっしゃったように、やはりあの、確認申請の時にそういう変更があったら、やはりその段階でどのくらいのお金が足りなくなるとか、その時、どういう手続きをしなきゃならないとか、やはりそれをすべきだったということは、もう、まぎれもないことなんです。ただあの、私、経済の委員会に属させてもらっているんですが、経済の委員会でお話になったことと、このですね、今、本会議で説明されたことが、次長の説明が、ちょっとその、違うんですよね。なんでこれ違うのかなというのが、根っこの話だと思うんですよ。

それとあと、この変更点の中に、要は確認申請の段階で、たしか私はわかったんでないか

と思うんですが、この地下埋設物の撤去、

〔発言する者あり〕

○3番（藤田 力君） ではない。いやあの、そうであれば、それはそれでいいんですが、やはりあの、次長の説明された中身と今回、今日説明された中身が、違うのがある。やはりその辺りから説明されないと、なんか、委員会で説明されたこと、そして、さっきあの、そちらのほうで話あったんですが、耐震云々という話も出ましたよね。先ほどね。耐震云々の話は経済のほうではされなかったように私は思っているんですが、その辺りがやはりあの、疑問点的なものをやはり整理しておいて、これからどうするとか、町長の決裁を得るとか、そんなのは私は後の分だと思うんですよ。今、議員さんが皆さん疑問に思っていることとか、そして私も1点疑問に思うんですが、この設計のその、委託料ですよ。工事監理の委託料。これが、要は減っていると。工事請負費は増えているのにこれが減っている。私、素人なんであまりこういったことわからないですが、やっぱり、次長あの、例えば設計業者はどこだったとか、あるいは、この点について県に問い合わせしたら、県はこういう指導を受けたとか、ある程度、資料のような形で出されたほうが、我々もこう、すつとするんじゃないかなと思うんですよ。お互い、皆さんの解釈もバラバラでない。一本化した解釈ができると思いますので、そんなことをやっていただきたいなというふうに思うんですが、次長、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、暫時、休議いたします。

休憩 午後4時41分

再開 午後4時52分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日はこれにて延会いたします。

どうもご苦労様でした。

（午後 4 時 5 3 分）